

前三六六年正月合朔は五一・五一に當る。

(G) 般歴の連大月配置を凡て八ヶ月早めたるもの。

前三六六年正月合朔は五一・五七に當る。

(H) 前四四三年を荜首とせる四分曆。

前三六六年正月合朔は五一・四三に當る。

是等諸種の假定曆法によりてそれ／＼推定漢初月朔表を作り、朔晦記事によりて得たるものをこれと對照して其合不合を檢すれば、其結果は別表中に記入した如くである。

(5) 漢初長歴

前項にて試みたる如き實地檢討の結果によれば、連大配置法より見たる漢初曆は  
(I) 唐書曆志に見ゆる所謂顛項歴に、鄧平の陽歴案を加へたるもの  
(II) 般歴の連大挿入の位置を四ヶ月乃至六ヶ月早めたるもの  
(III) 西紀前四四三年を荜首とせる冬至標準四分曆  
の何れかでなければならぬのであるが、既に述べた如く、鄧平の所謂陽歴案は太初改

曆の際に妥協案として鄧平の申出でたるものであることは漢書律歷志に明記せる所で、太初以前の漢初曆に其陽歷案が用ひられて居るといふことは到底承認することが出来ない。(I)の如き變法は、或は正式の殷歴が成立するに至る前の發達の過程と見られないこともないが、然し到底(III)の極めて自然的なるには及ばない。前四四三年より七十六年の二倍を溯れば宣公十四年(前五九五)となり、七十六年下れば前三六七年となり、私が嘗て殷歴古法と名づけたる春秋後期の曆と聯絡して居ることや、又別に漢初の日蝕記事より推算したる年代が偶然にも丁度前四四三となつて居ることは注意すべきことである。

漢初曆の連大配置法が(I)(II)(III)の何れであるかといふことは、要するに曆法の理論上の問題で、實際に於ては其何れであるとしても殆ど同様である。従つて私は(III)の連大配置法を用ふることとし、それに前に認めたる漢初の閏月挿入法を加へて漢初長歴を作製することとする。別表折込み圖の漢初以來の部はかくして作つたものである。

### 春秋後期の曆と左傳の曆法

#### (1) 春秋後期の曆

本書採録第四篇春秋長歴に於て講究せる所によれば、春秋後期の曆は可なりよく十九年七閏の法に揃つて居る。全然規則正しいといふのではないが、必ずや一定の標準によつて居つたものであることは疑もない様に見える。

(a) 閏月挿入法は大體宣公十四年(前五九五年)を章首とせる十九年七閏に揃つて居る。これは私が嘗て殷歴古法と名づけたもので、前四七年を歴元とせる殷歴の章首とは、三年の差で喰違つて居ることは注意すべきことである。左傳に見ゆる僖公五年(前六五五)及び昭公二十年(前五二二)の兩日至は共に殷歴章首に當つて居るので、春秋後期の曆も或は見方によりては殷歴と同じ章首を基準とせるものと見做すことが出来るまいであらうかと疑つたのであるが、これは斷じて不可能である。「春秋長歴」にて作製せる置閏朔日表中より、殷歴古法章首及び殷歴章首に當る正月朔の早晚を現行グレゴリー曆日にて示せるものを摘記すれば次の如くである。

春秋後期正月朔季節表

宣 11 (598)	XI 21	宣 14 (595)	XII 17
成 12 (579)	XI 20	成 15 (576)	XII 17
襄 13 (560)	XI 20	襄 16 (557)	XI 18
昭 1 (541)	XI 21	昭 4 (538)	XII 17
昭 20 (522)	XI 21	昭 23 (519)	XII 17
定 7 (503)	XI 20	定 10 (500)	XII 17
哀 11 (484)	XI 20	哀 14 (481)	XII 18
	465		462
	446		443
	.....		.....
	370		367
	351		348
	.....		.....
	般歴		般歴古法

般歴章首に當る年の正月朔は、悉く皆冬至一ヶ月前に當つて居るのに對して、般歴古法章首に當る年の正月朔は、唯一つ襄公十六年の場合を除く外は、凡て皆十二月十七、八日に當ることになつて居る。後者を以て冬至標準の章首としたものであることは殆ど疑もないと思はれる。

(b) 連大配置法 「春秋長歴」の研究に當つては、偶然にも襄公二十一年九月、十月、及び襄公二十二年十二月、二十三年一月が、丁度十五ヶ月を隔てたる二對の連大月であることが知れ、究竟の手懸りを得たので、それを出發點として15 17 17月の間隔にて前後に連大月を配置したるに、春秋後期に於ては、たゞ僅に襄公二十四年八月、九月に於て一對の連大を移動せることの外は、凡て皆其儘にて曆日記事によく適合して居る。今試にこの同じ間隔法を春秋以後に繼續して、前四四三年に至れば、其年の正月(周正)の前の兩月が連大月となり、しかもそれより17 17 15の間隔を始むべき位置となるので、恰かも好く、前四四三年を節首とせる四分曆法に進轉し得べき條件を具備して居ることは注意すべきことである。

なほ春秋後期の連大配置を、全然四分曆法によれるものと見做すことも或は可能

なりや否やを検するために、更に前掲襄二十一、二十二の連大間隔期を出発點として四分曆法による連大配置を試むれば、定公十二年十一月丙寅(3)朔及び哀公十四年五月庚申(57)朔の兩日食記事がこれに適合しない。若し又宣公十四年を郤首として四分曆法による連大配置を試むれば、前記襄二十一、二十二の二對の連大に適合せざるは言ふまでもなく、曆日記事に矛盾する所頗る多い。要するに春秋後期の連大配置は明かに四分曆法に則つて居らぬ。

(c) 前兩項の研究によれば、春秋後期の曆は、其閏月挿入法に就ては大體近似的に宣公十四年(前五九五年)を章首とせる四分法に則つて居るが、其連大配置は171715月の間隔法を用ひて居り、兩者を綜合して言へば、四分曆法には則つて居らぬ。

(2) 左傳の曆法

左傳及び國語は、戰國時代の半ば、西紀前三百五十六十年頃に製作されたものであることは、殆ど疑もないことと思はれるので、(本書採録第五篇第六篇參照)左傳及び國語に見ゆる記事によりて、其當時に於ける曆法の智識が如何なる程度であつたかを察したいと思ふ。

(a) 曆法 左傳文公元年の條に

於是閏三月非禮也。先王之正時也。履端於始。舉正於中。歸餘於終。履端於始。序則不愆。舉正於中。民則不惑。歸餘於終。事則不悖。

とあるのは、左傳の著者の曆法に關する智識の程度を示すものとして甚だ重要なものである。これは史記曆書にも、漢書律曆志にも引用されて居るが、文の意味は、左傳杜注に、

步歷之始。以爲術之端首也。莽之日三百六十有六日。日月之行。又有遲速。而必分爲十二月。舉中氣。以正月。有餘日。則歸之於終。積而爲閏。故言歸

餘於終。

といひ、又史記集解に韋昭(吳)の言を引用して、

謂正歷必先稱端始也。若十一月朔旦冬至也。

氣在望中。則時日昏明皆正也。

邪餘分也。終閏月也。中氣在晦。則後月閏。在望是其正中也。

といへる如くに、閏月挿入法を述べたもので、章首は閏月の後の餘分なき月を以て始

め、二十四節の中の中氣が常に其月の中にあることを以て標準とし、中氣が次第に後れて月の晦にある様になれば所謂餘分の積れるものを集めて、其翌月を閏月とするといふ所謂十九年七閏の章法を述べたものである。しかも履端於始といふのは、直接観測による基準点を歷元若くは章首とするといふ意味と思はるゝので、左傳當時に於ける直接観測の對象は日南至であつたことを思へば、この閏法は、冬至標準の周正曆に相當するもので、決して所謂顛項歴の如き立春標準曆の存在を豫想して居らぬことは注意すべきことである。

なほ此傳文は、月朔の推算に關して、連大の翌月を節首とする四分曆法の如き連大配置に就ては何等言及して居らぬ。要するに左傳當時に七十六年の四分曆法があつたか否かは、この傳文からは少しも知ることが出来ない。或はこの當時には、次項にも述べるが如く、連大配置法と閏月挿入法とは別々に發達し、緊密に相結合したるものとは未だ考へられて居らなかつたので、こゝには單に其一方なる閏月挿入法を述べたといふに過ぎないものかも知れぬ。

此傳文は、左傳の著者が、文公元年經に二月癸亥日有食之とあるのを二月朔・蝕と速

斷し、従つて四月丁巳といふ經文と調和せしむるために、三月に閏がありしものと思ひ込んだがために發せられたものなので、此傳文の製作が殆ど凡ての日蝕が晦にある如き秦漢時代まで下るものでないことは言ふまでもない。又この閏三月の挿入は、これがために春秋曆日の解釋に少なからざる支障を生じ、左傳の著者をして多くの無理を推行せしめたる、所謂左傳曆の中心點をなして居るものなので、左傳全體が、戰國半ば頃までの朔・蝕時代の産物でなければならぬことは此點だけから見ても明了である。(本書採録第四篇「春秋長歷」參照)。

(b) 兩日至 左傳に僖公五年(前六五五)及び昭公二十年(前五二二)の兩日至記事があるのは頗る興味ある問題を提供するものである。此兩日至は共に般歴章首の歲に當り、春秋後期の曆なる般歴古法の章首とは三年の差にて喰違つて居る。従つて此日至記事は、春秋當時の観測記録に基いたものではなく、戰國時代の或る時期に、般歴古法の章首が三年ほど改められたる後に、推算によりて、溯りて挿入したものであることは疑もない。又僖公五年の方は般歴七十六年法の節首に當つて居るが、昭公二十年の方は七十六年法の節首に當つて居らぬ。何故に節首を取らずして後者の如き

年を取つたかは必ずしも明かではないが、

(イ) 或は左傳の著者は、七十六年法には重きを置かず、寧ろ十九年七閏の閏法のみを重く見て居つたか、

(ロ) 或は又、般歴古法の節首<sup>367</sup>と次の章首<sup>351</sup>との中間の時代に曆法改正の議が起り、<sup>351</sup>年を以て七十六年法(般歴)の節首とすると同時に<sup>367</sup>より三年早めたる章首<sup>370</sup>にも若干特殊の地位を認めたものであり、左傳は丁度其頃に製作されたがために<sup>351</sup>及び<sup>370</sup>より七十六年の何倍かを溯りたる<sup>655</sup>及び<sup>522</sup>の兩章首に於ける日南至記事を挿入するに至つたものではないであらうか。

いづれにしても左傳時代に於ては、朔法と閏法との結合は緊密なものではなく、七十六年法は確立したものではなかつたことを示して居ると思はれる。

「春秋長歴」の研究によれば、兩日至の朔日・干支が、他の曆日記事によりて作製したる長歴とよく調和しない。これは左傳の原形にては、

僖公五年正月壬子<sup>(49)</sup>朔日南至

昭公二十年二月庚寅<sup>(27)</sup>日南至

とあつたものを、前漢末の劉歆が左傳を世に出すに當りて、三統歴の推算によりて朔の日取を一日宛早めて、正月辛亥<sup>(48)</sup>、二月己丑<sup>(26)</sup>と改めたものであらうと思はれる。畢竟劉歆は三統歴を以て永久に適合する天地自然の理法の如くに確信して居つたので、左傳の原文が其推算に適合しないのは般歴派のもの、手によりて改められた、めなるべしと認め、これを正しき當時のものに還原する意味に於て改めたものであらう。ほゞ同様なる例は漢書律歴志世經に、

成公十二年正月庚寅朔旦冬至。般歴以爲辛卯。

定公七年正月己巳朔旦冬至。般歴以爲庚午。

漢高祖皇帝。八年十一月乙巳朔旦冬至。楚元三年也。故般歴以爲丙午。

武帝元朔六年十一月甲申朔旦冬至。般歴以爲乙酉。

とあることで、春秋長歴及び漢初長歴の研究によれば、それ、當時の曆にて、成公十二年正月朔は辛卯、定公七年正月朔は庚午、高帝八年前十一月朔は丙午、元朔六年前十一月朔は乙酉であつたことは疑もなく、三統歴による修正の好箇の適例である。

(c) 朔蝕と周正。左傳製作の時代が、朔蝕の時代、周正の時代であつたことは、前兩項に

述ぶる所によりて見ても疑はない。なほ左傳昭公十七年の條に梓慎をして、

火出。於夏爲三月。於商爲四月。於周爲五月。

といはしめて居るのは、春秋後期以來恐らく既に二百年程も行はれて居る當時の月の數へ方(所謂周正)に對して、左傳製作時代に漸く改革の要求が現はれ始め、それを理由附けるために三正論が唱道され始めたことを示すものであらう。(論語に「行夏之時、乘殷之輅、服周之冕」とあるのは、必ずしも孔子の時に三正論があつたといふ證據にはならないであらう)。

左傳とほゞ同時に製作されたものであらうと思はるゝ國語の周語景王二十三年の條に伶州鳩をして、

昔武王伐殷。歲在鶉火。月在天駟。日在析木之津。辰在斗柄。星在天竈。星

與日辰之位。皆在北維。顓頊之所建也。

といはしめて居るのは、「周初の年代」(本書採録第二篇)の研究によれば、全く尙書武成篇の

惟一月壬辰旁死霸

を天象に繙案したゞけのもので、國語の著者の意見では、殷末當時には古顓頊曆ともいふべきものを用ひ、孟冬月を以て一月とし歳首として居つたものと見て居るがためであらうと思はれる。

左傳も國語も共に周正(仲冬正月曆)時代に作られたものであることは疑もないと思はれるのであるが、周以前の殷の曆が如何なるものであつたかに就ては、兩者全く其見を異にして居るのは頗る注意すべきことである。國語の著者は五行相生説によりて帝王相承の順位を、

水 木 火 土 金 水 木  
顓頊 帝嚳 堯 舜 夏 殷 周

と見たので、顓頊と帝嚳との關係が丁度殷と周との關係であるとし、殷末に行はれた曆は、北方水位の孟冬月を年始とするもので、古顓頊曆とも稱ふべきものなるべしと信じたものと見える。

秦、漢初	周	殷	夏	舜	堯	帝	顓頊	黃帝
寅 孟春正月曆	子 仲冬正月曆	丑 季冬正月曆	寅 孟春正月曆					
火 季冬正月曆	木 仲冬正月曆	水 孟冬正月曆	金	土	火	木	水 孟冬正月曆	
水 孟冬歲首曆	火 仲冬正月曆	金	木				土	

思ふに左傳國語の製作時代には、其當時實行の仲冬正月曆(所謂周正)を不便としこれを改めんとする要求に於ては同一であつても、これを如何なるものに改めんかに

就ては種々の案が提出されたものと見える。周正に代るものは、左傳の三正論によれば孟春正月曆(所謂夏正)となるであらうし、國語の五行説によれば季冬正月曆(所謂殷正)となるであらうし、鄒衍の五行説によれば孟冬歲首曆(顓頊曆)となる筈である。

秦及び漢初に實行した曆(秦曆又は顓頊曆)は、孟冬十月を歲首とする曆であり、國語に見えたる古顓頊曆は孟冬月を一月と稱へる曆なので、同じく孟冬月を歲首とするものであり乍ら頗る趣を異にして居るのは注意すべきことである。これは國語時代の考へ方では、歲首は即ち一月で、孟冬月を歲首とすれば當然それを一月と數ふるものと見て居るので、全く周正時代の考へ方である。之に反して、秦の二十六年に孟冬月を以て歲首とすることに改めんとした頃には、既に夏正の數へ方が久しく(恐らく百年餘も)行はれて居つた上に、例へば逸周書に「夏數得天」といへる如くに、夏正の月の數へ方を以て天地自然のものと思ふ様になつて居つたので、水徳に應じて單に歲首だけを改めることにしたものであらう。

戰國時代に於ける曆法の進轉



## (1) 連大配置法

春秋後期に於ては、簡單にしてしかも真に近き171715の間隔法が行はれて居り、漢初に於ては七十六年法に相當する連大配置法が行はれて居るので、其中間の何れの時期に如何様に進轉したかを吟味しなければならぬのであるが、一方漢初の方面より溯りて、

(イ) 漢初の晦蝕記事より推算すれば、漢初の連大配置法(七十六年法)は、凡そ西紀前四四三年前後に起つたものでなければならず、

(ロ) 漢初の朔晦記事より推算すれば、漢初の連大配置法は、前四四三、又はそれより七十六年の倍數だけ前後に隔たりたる年に始まつたものでなければならぬので、兩者を併せ考ふれば、丁度前四四三年より始まつたものと見なければならぬ。然るに他の一方春秋後期の方面より見て、

(ハ) 春秋後期に於ける171715の間隔法を繼續して前四四三に至れば、其年正月(冬至)の前兩月は丁度15ヶ月の間隔にて置きたる連大月になつて居るので、其儘繼續して恰も好く七十六年法の連大配置法に進轉するに適して居る。

要するに連大配置法は、春秋後期より前四四四年までは171715の間隔法であり、前四四三年より元封六年(前一〇五)までは七十六年法に相當する連大配置法であり、太初元年(前一〇四)以後は鄧平の八十一分法(即ち三統曆)によれる上に、それに鄧平の妥協案なる所謂陽歷案を加味したるものを用ひて居るものであることは疑もない。

## (2) 閏月挿入法

春秋後期には宣公十四年(前五九五)を章首とせる所謂般歴古法なるものに則つて居つたことは疑もないと思はれるが、秦及び漢初に於ては、凡て歳終閏を用ひて居るので、それが般歴古法の置閏に近きか、般歴の置閏に近きか、これを適確に判斷することは頗る困難である。私は此兩端時代に於ける材料に加ふるに、左傳にある兩日至記事を有力なる参考として次の如くに論斷しようと思ふ。

(イ) 春秋後期より戰國時代の半ば、前三六七年までは般歴古法による閏月挿入法を用ひ、

(ロ) 戰國時代の半ば、前三五一年より以後は般歴による閏月挿入法を用ひ、

(ハ) 始皇二十六年(前二二二)より漢初呂后八年(前一八〇)までは、般歴法による閏月を

凡て歲終に移すことゝしてこれを後九月と稱へ、

(ニ) 文帝後二年(前一六二)より元封六年(前一〇五)までは、大體前項(ハ)と同様であるが、たゞ般歴章首に當る年の閏月(般歴によれば前十月閏)を前年末に置くことに改めたものである。

(3) 曆法

前兩項を併せ考ふれば、前四四三年より前三六七年までは、完全に整つた四分曆法になつて居る。連大配置法と閏月挿入法とが共に前四四三年を葍首とするものに合致し、所謂般歴古法と稱するものになつて居る。たゞ此曆法によれば標準の冬至が眞の季節よりも三、四日程早過ぎるので、思ふに前三百五、六十年頃に新たに日至を觀測したる結果、前三五一年を章首とするものに改めたものであらう。

前三五一年を葍首とする完全なる四分曆即ち般歴に改めんことも無論考慮されたのであらうが、これがためには連大配置法を四ヶ月程繰り下げなければならず、其當時に於ては連大配置法と閏月挿入法とは別々に發達した來歴から見ても必ずしも充分緊密に結合すべきものとも考へられなかつたので、連大配置法の方は混亂を

避けて寧ろ從來のまゝを繼續することとしたものであらう。

かくして前三五一年以後の曆は般歴の一種の變法とも見ることが出来る。しかも始めは單に連大配置法を四ヶ月程繰上げたものであり、始皇二十六年以後は更に置閏法にも一種の便法を加へたものである。なほ戰國半ば以前を般歴古法及び其變法とも見ることが出来るので、是等を列記すれば次の如くである。

(イ) 第一期春秋後期より前四四四年まで、  
般歴古法の變法。

(ロ) 第二期 前四四三年より前三六八年まで、

前四四三年(若くは宣公十四年)を葍首とせる四分曆法、これを般歴古法と稱へる。

(ハ) 第三期 前三五一年より前一〇五年まで般歴變法、

(a) 全期間に亘り連大配置法は約四ヶ月早くなつて居る。

(b) 更に、始皇二十六年(前一二二)以後は凡ての閏月を歲終に移す。

(c) 文帝後二年以後は、般歴章首に當る年の閏月を前年末に移す。

(4) 周正と夏正

春秋後期には所謂周正になつて居り、漢初には夏正の教へ方になつて居るので、其  
中間の戦國時代に、周正を改めて夏正を用ふることゝした時期があるに相違ないの  
であるが、其時期を適確に決定することは頗る困難である。

(a) 左傳の製作さるゝ頃には、一般に周正が用ひられて居つたことは疑もないが、其當  
時にも魏では既に夏正を用ひて居つたのであらうと思はれる。左傳襄公三十年(前  
五四三)にある絳縣老人の年齢計算の挿話によれば、晋では魯の文公十一年(前六一六)  
の春秋時代に既に夏正を用ひて居ることになつて居るが、これは恐らく事實ではな  
い。左傳の著者が、其當時の魏が既に幾十年も前から夏正を用ひて居るのを見て、こ  
れは春秋以來然りしものと誤つて判断したものであらう。

(b) 杜預の春秋經傳集解後序によれば、魏の襄王二十年(前二九九)に終れる魏の國の史  
記なる竹書紀年が、夏正を以て事を記して居つたことは疑もない様である。

(c) 孟子に

七八月之間。旱則苗槁矣。天油然作雲。沛然下雨。則苗浡然興之矣。

歲十一月徒杠成。十二月輿梁成。民未病涉也。

とあるのは、孟子が周正を用ひて居ることを示すものと思はれる。孟子の年代は判  
然しないが、大體に於て西紀前三百二十年前後頃が、周正時代か又は周正時代を去る  
こと遠からざる時代であることを示すものと見るべきであらう。

(d) 離騷に

攝提貞于孟陬兮。惟庚寅吾以降。

とあり、又爾雅釋天に、

正月爲陬。

とあり、陬は姫訾の姫にて、太陽が姫訾(營室)にある孟春月を指すものなるべく、殊に孟  
陬といへるは孟春正月といふ意味なることは疑もないと思はれるので、離騷の時代、  
爾雅釋天の時代は共に夏正の時代であることは疑もないと思はれる。離騷及び爾  
雅釋天の著作年代は明かでないが、屈原の没年は前二九六年頃であらうと思はれる  
ので、其頃には一般に夏正が用ひられて居つたものと見なければならぬ。

(e) 春秋後期以來恐らく二三百程も用ひて居つた周正の數へ方を、二ヶ月程遅くし  
て夏正に改めるといふことは、頗る重大なる改革である。況んや此時代には、正を改

むることは革命に伴なふものといふ考さへ見え始めて居ると思はれるので、周正が夏正に改められたのは餘程重大なる革命的事件の際に行はれたものと見なければならぬ。

私は大體以上述ぶる如き條項に基いて、次の如くに結論したいと思ふ。

(イ) 周正を夏正に改めたのは、多分六國が王と稱した時で、大體西紀前三百三十年前後であらう。

(ロ) たゞ魏だけは、何等かの理由によりて、他の國よりも三四十年先ちて夏正を用ひ始めたものであらう。

(5) 三正論と五行説

春秋中期に所謂周正に改まつた時には、閏月挿入法が未だ整頓せず季節の早晚も狂い勝ちの時代から、漸く冬至正月に整ふことであつたので、新曆に對し多少の不平はあつたとしても甚だしきには至らなかつたものかと思はれるが、今戰國時代の半ばに至り、曆法は發達し閏月挿入法は充分整頓したる時代に、明かに意識して周正より夏正に改めるといふことは、よしや諸方面からの要求があつたがためであるとし

ても、頗る重大なる事件であるに相違ない。此變革を當然なるものとして充分に理由附けるための三正論が唱道され、廣く一般に宣傳されなければならなかつたことは當然のことである。私は嘗て、三正論は春秋中期に所謂周正に移る際に唱へられたるものならんと論じたのであるが、思ふにそれは誤りで、前述の如くに見るのが穩當であらう。論語に、

行夏之時。乘殷之輅。服周之冕。

とあるのは必ずしも孔子の言ではなく、或は戰國時代に於ける編纂の際に挿入されたものと見たい。この一句を除けば、三正論に關する最も古き文献は左傳である。

西紀三百五十六十年頃と思はるゝ左傳の製作年代頃には、丁度又五行説が唱へ始められて居るので、三正論の外に、五行説によりて歳首の交替を論じて居る意見も見えて居る。國語の周語景王二十三年の條に見ゆる意見は、私が假に古顛頊歴と名づけたもので、周正の前に殷時代には孟冬月を以て歳首とする曆が行はれて居つたと見る考である。これは少しく變形して秦時代に實現され、孟冬十月を歳首とする顛頊歴(秦歴)となつて居る。

要するに三正論は戰國時代の半ば頃に唱へ始められ、五行説に基く歳首交替説と競争の地位を経て、漢初頃に至り漸く確乎たる地歩を占むるに至つたものと思はれる。

三正論唱道の自然の結果として起つたのは、十二支の起首として子と寅との位置變更の問題である。私の研究によれば、本書採録第八篇「干支五行説と顛項歷」参照、元來十二支は殷の時代に一年十二月を紀するための記號として作られ、大體夏正に近い月の數へ方に就て、子は一月、丑は二月、寅は三月といふ様に相當したものであるが、殷から春秋まで閏月挿入法も整頓せず従つて季節の早晚にも相應大きな變化があるにも拘はらず、常に一月を子の月として居り、春秋中期に曆法漸く整ひ、冬至月を以て正月とするに至つては、其冬至正月を以て子の月とするに至つたものと思はれる。春秋半ばより戰國半ばに至る所謂周正時代に、十二支を地上の方位に配當することが行はれ、北斗柄の廻はる方向に應じて、子を正北に、卯を東に、午を南に、酉を西にといふ順序に當筈めたので、やがて子と純陰の北と冬至とは、必然的に結合して相離るべからざるものゝ如くに考へらるゝに至つたものである。斯くして約二百數十年の

周正時代を經過したる後に、再び月の數へ方を二ヶ月程もどして夏正を採用する際に至りては、今更夏正の一月を子の月とすることは出来難く、遂に子は仲冬十一月、丑は季冬十二月、寅は孟春正月といふ様に當筈むるに至つたので、爾來戰國末より漢代にかけては、寅を以て十二支の起首の如くに宣傳し、干支の組合せに就ては、甲寅歲、甲寅の日といふ如くに、凡て甲子の代りに甲寅を以て基準とすることに努めて居る。

始めには一月といふ意味の子が、中頃には仲冬月といふ意味になり、終に再び孟春正月には復し難くなつたといふことに對し、丁度反對の面白き實例がある。それは太初元年改曆の詔書に、

月名畢聚。日得甲子。夜半朔旦冬至。

とあることで、聚は阪又は坂で始めの意味は孟春の月であることは疑もないにも拘はらず、爾雅釋天に、

月在甲曰畢。正月爲阪。

とあることを表面的に解釋し、畢聚を以て太初改曆の冬至正月に當てんとしたものである。これは實行には至らなかつたが、詔書まで發せられた擬定案なので、古代の

人の考へ方に對する好箇の参照である。

飯島氏は干支を以て戰國時代の半ば以後に作られたものであるとし、十二支は寅より始まるのが本式であるといふて居らるゝが、斯の如きは、漢代以後に五行説と音便とによりて附會したる説に耳を傾けて、春秋後期の周正が秦漢に至るまでの間に夏正に改まつたといふ事實や、戰國から秦漢にかけて行はれた三正論に對して眼を掩ふて居るものである。三正論のために寅が起首に持ち上げられたと全く同様なことは、現にもう一つ他に明かな實例がある。それは秦漢時代に孟冬月を歲首とせる顛頊歷(秦歷)の一派は、それが天地自然の理であるべき理由を作り上げ、孟冬に相應せる亥若くは西北を持上げて起首とせることで、易の説卦傳では八卦の起首なる乾を西北に配當し、史記律書では、十干十二支及び二十八宿の説明を西北維から始め、十干は壬癸甲乙等とし、十二支は亥子丑寅卯等とし、二十八宿に就ては逆向きに壁室危虛女牛斗等の順に數へて居る。

(6) 紀年法

紀年法は戰國時代の半ばに左傳國語に用ひられた歲星紀年法に始まり、幾多の變

遷を経たる後に、後漢の初に現行干支紀年法の如くに定まつたものであるが、其變遷の途中に於ては密接に曆法の發達と關聯して居る。

(a) 歲星紀年法 歲星は十二年にて天を一週し、一年には周天の十二分の一を行くものと見、從つて周天を十二次に分ち、歲星所在の次を指示することによりて其年を指定する方法は、左傳及び國語に用ひられて居る。西紀前三六五年に歲星が星紀の次に在ることを推算の基礎として居り、又それは實際の天象にも適合して居るので、この歲星紀年法は前三六五年に天象を觀測したる後に始められたものであることは疑もない。

(b) 太歲紀年法 歲星の運行は無論西より東へ向ふのであるが、十二次には既にこれより以前から、東より西への方向に十二支が配當してあつたので、この逆轉のために生ずる混亂を避けんがために、直接歲星の位置を指示する代りに、一の直徑に對しての其映像を用ふることとし、これを太歲、歲陰又は太陰と名づけ、歲星星紀(丑)に在る時は太歲寅に在り、歲星玄枵(子)に在る時は太歲卯に在り、歲星娵訾(亥)に在る時は太歲辰に在りといふ様に對應せしめて太歲の所在によりて其年を指示することとし、其上

にも紛はしさを防がむがために、多少の縁故又は音便等の關係によりて、

太歳在寅曰攝提格。在卯曰單閼。在辰曰執徐。下略

と命名したるものが太歳紀年法である。呂氏春秋序意篇に、

維秦八年。歳在涒灘。秋甲子朔。云々

とあるのはこれによつたものである。秦八年は西紀前二二九九年で現行干支紀年法では壬戌に當るのであるが、其當時は太歳涒灘に在りとし申の歳と稱へて居つたもので、これは西紀前三六五年を攝提格(寅)歳とし、それより順に數へたものに外ならぬ。(c)實際の歳星の運行は、十二年一周天よりは少しく早く、一一八六年にて天を一周するので、若しそれを正しく十二年一周天の割にて數ふれば、約八十三年にて一次の差を生ずる筈であり、従つて八十三年後に天に於ける歳星の位置を見て歳を數へ始めたるものは、八十三年前より順次に數へ來りたるものに比して一次だけ進んで數へて居ることになる筈である。前三六五年に始まりたる太歳紀年法が、二百數十年を経て太初に至るまでには、これに對して一年二年乃至三年の差を有する別派の紀年法が出来たのは少しも怪しむに足りないのであるが、其當時に於てはかゝる差違を

生ずる眞因が知れないので、各派はそれ々の自派の正當なることを主張するため、自派に都合よき曆法と連合して居る。

かくして前三六五年に始まれる太歳紀年法に對して、

(イ) 顛項曆紀年法は 一年の差

(ロ) 般曆紀年法は 二年の差

(ハ) 太初曆紀年法は 三年の差

(太初改曆の際、一たび採用に決し詔書まで發せられたが、民間の反對にあひて遂に廢棄された案によれば、太初元年を焉逢攝提格(甲寅)と名づけるといふので、其十二支に就て言へば三年の差になつて居る)。

を示して居る。現に太初元年是前三六五年に始まれる太歳紀年法にて推せば亥歳であるべきに、

(原始太歳紀年法にて 乙亥)

顛項曆紀年法にて 丙子

般曆紀年法にて 丁丑

太初歴紀年法にて

甲寅

となつて居る。

斯の如き混亂の眞因は、歳星の運動が正しく十二年一周天に非るがためなることを認め、歳星は百四十四年に百四十五次を行くものとして、古記録に散在せる諸種の紀年を整理したのが劉歆の、

(二) 超辰紀年法

である。この超辰紀年法では、前二三九、前九五、紀元後五〇等に超辰することになつて居るが、劉歆没後、西紀五〇年に超辰せず、其後歳星と絶縁し、單に六十干支の順にて年を紀することゝせるものが、

(ホ) 現行干支紀年法である。

(d) 干支紀年法 原始的太歳紀年法は、十二年一周天の歳星に應ずるので、單に十二支支年法なのであるが、十二支に十干を組合せて六十干支紀年法としたのは何時頃かからであらうか。

爾雅釋天には歳陽として、

太歳在甲曰闕逢。在乙曰旃蒙。下略

とあり、明かに干支紀年法の行はれて居ることを示して居るが、爾雅釋天の著作年代が不明なので如何ともし難い。現實に干支にて年を記したる最も古き文献は、

(イ) 淮南子天文訓 淮南元年。冬。太一在丙子。

(ロ) 漢書律歴志 至於元封七年。復得闕逢攝提格之歳。中冬十一月甲子朔旦冬

至。日月在建星。太歳在子。

歳術 欲知太歳中略數從丙子起。

であるが、淮南元年(前一六四)を丙子と數ふるのも、太初元年(前一〇四)を丙子と數ふるのも共に顛頂歴紀年法である。

戰國時代雜事

戰國時代に於ける曆法の進轉は前節に述ぶる所によりて其大體を明かにすることが出来たのであるが、なほ其他に顛頂歴や殷歴などの如く、或は戰國時代に行はれ



或は戦國時代に源を發するものと思はれ、其實或は然らず、或は其關係必ずしも明瞭ならざるものがある。我々はこゝに出来るだけ其來歴を明かにしなければならぬ。

(1) 顓頊歴異同

同一の顓頊歴なる名稱の下に内容を異にせる種々のものが呼ばれて居ることは悲むべきことである。古來の多くの誤解はこれに基いて居る。我々は先づ第一に此點を明かにしなければならぬ。

(a) 所謂顓頊歴の不存在 西紀前三六六年に寅の月(正月)の甲寅の日の寅の刻(晨初)に丁度合朔と立春とが一致したものと認め、此年を甲寅歳とし、歴元としたといふ立春標準の四分曆法が、即ち唐書曆志(一行)に謂ふ所の顓頊歴であるが、斯の如き顓頊歴は歴史的事實としては存在しない。現に漢初の曆日記事より溯つて見れば、前三六六年正月合朔は、甲寅の日の午の刻若し晨初を日の始めとして居つたとすれば、申の刻に當つて居り、決して晨初(寅刻)合朔になつて居らぬことが、何よりも確かな證據である。

(b) 史記及び漢書に見えたる秦の顓頊歴といふのは、單に「孟冬十月を歳首とする曆」と

いふだけの意味で、それ以上の何ものでもない。顓頊といふのは水徳を有する古代の帝王として假想されたものなので、それから見ても顓頊歴といふのは北方水位の始めに相當する孟冬十月曆といふことより以上の意味がある筈はない。これに關しては國語周語に「孟冬月を一月とし歳首とする曆を顓頊之所建也」といふて居るのが好箇の参照文献である。

(c) 淮南子天文訓に見ゆる曆法は、顓頊歴と明言してはないが、立春標準の四分曆であることは疑もない。然しこれも決して實行された曆法ではなく、單に顓頊歴紀年法として提案されたものと見るべきものである。閏月挿入法や連大配置法の基準を示せる曆法ではなく、當時實行の「一年進み」太歳紀年法に曆法的理由を與ふるだけの紀年法に過ぎない。

この「一年進み」太歳紀年法は、明かに秦八年以後、淮南元年以前に行はれ始めたもので、漢書律曆志引漢志に

(漢元年)歲在大隸。名曰敦牂。太歳在午。

とあるのもこの紀年法によつたものである。従つて顓頊歴紀年法も、此中間時期で、

恐らく凡そ西紀前二百年漢初の頃に稱へ始められたものであらう。

(d) 蔡邕や一行の所謂顓頊歷は、太初若くは太初以後の曆法の盛んに論せられた時代に、又は前漢末の劉向に至りて、淮南子の顓頊歷紀年法を更に理論的に擴充して作り出したものであらう。要するに机上の假想曆法で、決して實行されたものではない。

(2) 般歴及び般歴紀年法

般歴といふのは初元二年(前四七年)又はそれより一紀千五百二十年なる西紀前一五六七年に於て前十一月甲子夜半(子)が丁度合朔で冬至であつたものとし、これを曆元とする冬至標準の四分曆法である。此曆法は定めし太初改曆の評議の際にも提案され有力なる新曆候補の一であつたであらうと思はるゝが、なほ太初以後二十七年元鳳三年(前七八)に至りて、太史令張壽王が上書して般歴に改められんことを主張し、激しき論争の後遂に却けられて採用さるゝに至らなかつたものである。此事件を記せる漢書律曆志に

壽王歷迺太史官般歴也

とあるので、或は般歴は太初以前に實行された官歴ではないかといふ説をなす人も

あるのであるが、これは既に述べた如く斷じて事實ではない。太史官般歴也といふのは單に官府に藏せる曆書の一なる般歴といふ意味にとるべきであらう。

既に前節に於て詳細に研究したる如く、春秋後期より前四四三年までは般歴古法の變式であり、前四四三年より前三六七年までは正しき般歴古法であり、前三五一年よりは般歴第一變法であり、前二二一年より太初までは般歴第二變法である。般歴第一變法といふのは、閏月挿入法は正式の般歴の通りで、たゞ其連大配置法を約四ヶ月早めたるだけのものであり、第二變法といふのは右の第一變法に加ふるに、更に閏月挿入法に就ては凡ての閏月を其當時の歲終に移して、後九月と稱へて居るものである。

般歴第一變法、第二變法とも、正式の般歴に比しての差は僅少であり、又其連大配置法に於ては般歴古法を承けて七十六年法を認めて居るので、思ふに前三五一年より般歴變法を施行する際には、正式の般歴七十六年法は十分に意識され考慮されたものであらう。たゞ其當時に於ては強て形式を整ふるために、從來慣行の連大配置法に急に四ヶ月の繰上げを斷行する程の必要を感じなかつたといふに過ぎないので、

或は當時及び漢初の人までもこれを以て所謂般歴と同様のものと見做して居つたものかも知れない。我々はたとへ僅少なりとも内容の差違を明瞭にし、前三五一年より太初元年前一〇四に至る曆は、頗る般歴に近いものであるが、正式の般歴七十六年法ではなく、明かに般歴變法として區別すべきものであることを明かにしなければならぬ。

般歴紀年法は、般歴の歴元なる前一五六七年及びそれより千二百年後の前三六七年を甲寅歳と數ふる干支紀年法であるが、思ふにこれは顓頊歴紀年法の後に、淮南子時代と太初との間に般歴に附加されたものであらう。般歴歴元なる前一五六七年を尙書伊訓の惟太甲元年に當籤め、それによりて般の年代の推定を試むるに至つたのは更に若干年代後のことで、或は劉歆より少しく前の時代のことであらうと思はれる。

(3) 漢代に論せられたる諸曆法

太古から太初に至るまでの間に諸種の曆法の變遷があり、其中には少くとも黄帝、顓頊、夏、殷、周、魯の六歴があつたといふ考は漢代に見えて居る。これに就ては

(イ) 史記曆書 昔自在古曆。建正作於孟春。索隱 案古曆者。謂黃帝調曆以前有上元太初曆等。皆以建寅爲正。謂之孟春也。及顓頊夏禹。亦以建寅爲正。唯

黃帝及殷周魯。並建子爲正。而秦正建亥。漢初因之。下略

(ロ) 史記曆書 太史公曰。神農以前尙矣。蓋黃帝考定星曆。正閏餘。下略

(ハ) 漢書律曆志 歷數之起上矣。傳述顓頊命南正重司天。火正黎司地。其後三苗亂德。二官咸廢。而閏餘乖次。孟陬殄滅。攝提失方。堯復育重黎之後。使纂其業。故書曰。迺命羲和。欽若昊天。歷象日月星辰。敬授民時。歲三百有六旬有六日。以閏月定四時成歲。允釐百官。衆功皆美。其後以授舜曰。咨爾舜。天之歷數在爾躬。舜亦以命禹。至周武王訪箕子。箕子言大法九章。而五紀明曆法。故自殷周。皆創業改制。咸正歷紀服色從之。順其時氣。以應天道。三代既沒。五伯之末。史官喪紀。疇人子弟分散。或在夷狄。故其所記。有黃帝、顓頊、夏、殷、周、魯、戰國擾攘。秦兼天下。未遑暇也。亦頗推五勝。而自以爲獲水德。乃以十月爲正。色尙黑。漢興方綱紀大基。庶事草創。襲秦正朔。以北平侯張蒼言。用顓頊曆。比於六歷。疏濶中最高爲微近。下略

(ニ) 漢書律歷志 元鳳三年。太史令張壽王。上書言。歷者天地之大紀。上帝所爲

傳。黃帝調律歷。漢元年以來用之。今陰陽不調。宜更歷之過也中略

案漢元年不用黃帝調歷。壽王非漢歷。逆天道。非所宜言。大不敬下略

(ホ) 漢書藝文志 黃帝五家歷三十三卷。顓頊歷二十一卷。顓頊五星歷十四卷。日

月宿歷十三卷。夏殷周魯歷十四卷。天歷大歷十八卷。漢元殷周曆十七卷中略

略

右歷譜十八家六百六卷

等の記事があるが、是等を通覽すれば、始めは索隱の注釋の如く、單に種々の建正があつたといふ説で

黃帝以前は建寅。 黃帝歷は建子。

顓頊歷は建寅。 夏歷は建寅。

殷歷は建子。 周歷は建子。

魯歷は建子。 秦歷は建亥。

と種々の曆を數へ擧ぐる程度であつたものが、後に至りそれ〴〵特殊の曆法である

が如き意味をつけるに至つたものであらう。漢書律歷志、唐書歷志及び開元占經等によりて、嘗て是等の曆法を研究したる所によれば

歷元

黃帝歷 建寧四年(前一七二) 冬至標準曆

(元鳳四年は章首に當る)

顓頊曆 前三六六 立春標準曆

夏曆 西紀四四五 冬至標準曆

殷曆 初元二年(前四七) 冬至標準曆

周曆 太初元年(前一〇四) 冬至標準曆

(漢書律歷志に四分曆といへるものと同一)

魯曆 前三〇一 冬至標準曆

(本書採録第七篇漢代に見えたる説種の曆法を論ず参照)

となつて居る。上記引用文(ハ)律歷志に「六歴に比し云々」とあるのが若し事實であるとするれば、是等の諸種の曆法が漢初にありて互に比較され論議されたもの、如く見

えるが、思ふにこれは事實ではなく、劉歆時代に想像によりて記述されたものであらう。是等の假想曆法は、殷曆を除くの外は、早きも太初論曆の際より以後劉向時代に至るまでの間に提案されたものなるべく、一つも戦國時代に淵源を有するものはないであらうと思はれる。

## (4) 干支起源論是非

十干は古くは十日と稱へたもので、一句の日に名づけたもの、十二支は十二辰で一年十二ヶ月に名づけた記號であり、共に殷時代若くは其以前から作られ、この兩者を組合はせて六十干支として日を紀するに用ひたことも、殷時代より行はれて居ることとは疑もないことと思はるゝのであるが、反對論者飯島氏は、漢代に行はれたる干支五行説に捉はれ、干支の起源は五行説に基いたもので、戦國時代の半ば以後に五星の觀測により五行説が出来てから後に作られたものなりとし、従つて戦國時代以前のものに附せる日の干支、例へば春秋にある曆日干支の如きは、凡て皆戦國時代の末頃若くはそれ以後に作爲し、溯つて挿入したものと主張して居る。此問題に就ては既に數次の論争を重ねたことであるが、本書採録第九篇「干支五行説と顛項歷參照」な

ほこゝに双方の論點の要領を掲げることとする。

飯島氏の主張は要するに次の三點である。

(a) 十干十二支の意味が五行説によりてよく説明が出来ること。淮南子、史記、釋名、説文等には十干十二支の意味が説明してあるが、當時流行の干支五行説に基いたもので、しかも當時の學風に從ひ、凡て音便で附會の説明を施して居る。飯島氏がこれに對して、頗る妥當の説明で、毫も牽強附會の跡を見ないから、これが干支本來の意義でなければならず、従つて干支は五行説に基いて作られたものに相違ないといふて居らるゝのを見ては、私は嘖然として言ふ所を知らない。説明が妥當なりといふも附會なりといふも畢竟人々の見解次第で、多くは適確なる判決を與へ、難き性質のものなのであるが、幸にも此場合には説明が附會なることの明確なる證明を提供することが出来るのは面白い。

史記律書には、十干十二支と併せて二十八宿に就ての説明があるが、二十八宿の場合には宿の名が星象に基いたもので、本來の意味の疑ないものがあるので、律書の説明が附會であるか否かを明かに決することが出来る。例へば「箕者言萬物根棋」とあ

るが、箕は四星で恰も箕の形をなして居るが故に箕と名づけたもので、決して根柢といふ意味ではない。「參言萬物可參也」とあるが、參は三つ並んだ三つ星なので參と名づけたもので、物を參酌するといふ様な意味の參ではない。なほ十二支の巳に就て「巳者言陽氣之巳盡也」といふて居るが、巳は巳で蛇の象形であることは疑ふべくもない。これを似て非なる巳の字にて説明する如きは牽強附會も亦甚しい。其當時の發音にて巳と巳と相近いので附會したのであらうが、漢書律歷志では「巳盛於巳」と説明して居る。一方では陽氣の既に盡くるのだといひ、一方では既に盛んなるのだといふて居る。是等をしも附會の説に非ずといひ、干支本來の意義なりとして妄信せんとするに至つては、私は反對論者の研究的態度に對して疑を挾まざるを得ざるに至るであらうことを悲む。

(b) 甲寅 十二支の原形は寅から始まるのであり、さすれば甲と寅とは共に五行發生の徳に相應するものなので、干支を五行説から出たものと見るのが如何にも自然であるといふのが飯島氏の主張であるが、十二支を寅から始める様にしたのは、戰國時代の半ば以後に三正論が行はれてから後のことであり、漢初には反對の方向に、

亥を始めにする考も見えて居ることは既に指摘した如くである。更に一言すれば、若し五行説があつて然る後に干支が出来たものならば、干支に對する五行配當が頗る混亂を極めて居るのは何故であらうか。十干の方では木火土金水の順で、中央の戊巳は土に當り、又方位に於ても中央に配當してあるにも拘はらず、十二支の方では辰、未、戌、丑の四つが土で、しかも方位に於て中央に當らず、周邊に配當されて居り、なほ一年の季節の配當から言へば、辰、未、戌、丑の全部ではなく、それ等の各の五分の四宛が土に配當されて居るといふ奇觀を呈して居る。是等の事實は、十二支が季節や方位に配當されてから後に五行説を十二支に應用したものと見なければ説明が出来ない。私は兩者の關係を干支五行説と顛項歷に論じて居る。

(c) 顛項歷元 西紀前三六六年正月朔の顛項歷元に於て、甲寅歲、寅の月、甲寅の日、寅刻(晨初)が丁度合朔で立春に當つて居るといふことは、偶然の一致としては有り得ないことで、これは必ずや此歲を甲寅歲と數へ始め、此日を甲寅の日と數へ始めたものでなければならぬ。従つて干支紀日は斷じて此年以後で、しかも此歷元を考察し推算した時代(西紀前三三〇年頃か)以後のものでなければならぬといふのが飯島氏

の主張であるがこれは甚だ輕率なる論斷である。歲名は此頃より後に始まつたものである故に別問題とし、其他の條件は決して稀有のことではないことは私の屢述べた所であるが、更に本論文の研究の結果として、こゝに假想せる如き顛項歴は、戰國時代以來漢初に至る間に於ては、實行されざるは勿論、論議されたることもなきものであることを明かにし得たので、飯島氏の主張の如きは自ら消滅するの外はない。私はこゝに、顛項歴元を論據とせる干支起源論に對し、今や全く何等の根柢なきものなることを明かにし完全にこれを葬りたいと思ふ。

以上三ヶ條を綜合すれば、干支の起源を戰國時代に置かんとする説は、畢竟漢代人の五行説を妄信せるだけのもので、其れ以上の何ものでもないのは甚だ窮せるものといはなければならぬ。これによりて次に述ぶる如き多くの確證あるものを覆へさんとするのは、あまりに權衡を失せるもので殆ど問題にならぬ。

私が十干十二支を以て春秋以前のものでなければならず、周初以前のものでなければならず、斷じて殷時代若くは殷時代以前のものでなければならぬと主張する論據を要約すれば次の如くである。

(い) 春秋經及び續經には西紀前七二二年より西紀四七九年至る二百四十四年間に亘り三百九十四の曆日干支が記載してある。これを研究して春秋長歴を作製すれば、春秋時代の曆は全然規則正しきものにも非ず又全然亂雜なるものにも非ずして、恰もよく進歩發達の道程を示して居る。この事實は是等の曆日干支が明かに當時の實際の記録で、決して後世から作爲して挿入したものでないことを示して居る。丁度斯くなる如くに、三百九十四の曆日干支の組織を戰國時代に於て作製したと見ることが斷じて不可能である。「春秋長歴參照」。

(ろ) 特に其中に三十七日蝕の記事あり、其中誤記誤傳に基くものを除き、三十三の記事は確かに當時實現したる日蝕に關するものであるが、是等の日蝕の日取を戰國秦漢時代から溯つて推算することは到底出來ない。現に前漢末の劉歆は是等の日蝕の日取を三統歴によりて推算して居るが、甚だしく事實と反せるものを得て居る。飯島氏は昭公十七年の日蝕はバビロンのサロス(十八年の週期の法則)の智識により、莊公二十五年(前六六九)の日蝕より八サロスを下りて推算したるものなるべく、此場合には偶推算の結果が實際の現象と一日の差を生ずることになつて居るので、破綻を

呈したものであるといふて居らるゝが、此場合の記事は一日ちがひではなく三ヶ月と一日の差である。従つてサロスの計算とは三ヶ月の差があるので、これは寧ろ、此記事を作つた人及び此記事に疑を挿まずに看過した時代の人々の間には、サロスの智識がなかつたといふ反對の確證となるべきものである。

(は)漢初の蝕が多く晦にあるのは、疑もなく若干年代以前に作られた一定の曆法を墨守したためである。四分曆法による朔晦は約三百年にて一日の差を生ずるといふ割合にて計算すれば、漢初の朔晦法を制定した年代は前四四三年頃でなければならぬこととなる。飯島氏の説の如くに若し前三三〇年頃に西洋の曆法が輸入され、其頃に制定した曆法によつたとすれば、あれほど多くの晦蝕がある筈はない。

(に)春秋後期の朔蝕は、漢初の晦蝕と著しき對照をなして居る。飯島氏が假想せんとする前三三〇年頃の曆法家は、上、春秋時代に溯つては適合し、下、漢初に降つては適合せざる不可思議なる曆法を作爲したものとしなければならぬ。

(は)周初の年代　二つ若しくは二つ以上の方面より研究せる結果がよく一致せる場合にはこれに對して相當の價値を認めるのが學界の通義である。私は武成の「惟一

月壬辰旁死霸」と國語の「歲在鶉火」と史記及び律曆志に見ゆる周初歷代年數との三つの方面からの研究により、周初の年代に關しほゞ妥當と認むべき結論を得て居る。

若し反對論者にして壬辰旁死霸を否認せんとするならば、先づ拙著「周初の年代」の研究に對し、これを覆へすだけの批評を下されんことを望む。

(へ)殷虛文字　殷虛文字全體を否認せんとする飯島氏の態度は學界の承認せざる所である。私はこれに就てこゝに多く言ふ必要はない。

(と)十千十二支いふ名稱は後漢時代の白虎通に始まるので、其以前史記律書では十母十二子と稱へ、淮南子天文訓及び周禮では十日十二辰といふて居る。後漢の蔡邕の月令章句に「大撓探五行之情、占斗綱所建、於是始作甲乙、以命日、謂之幹、作子丑、以名月、謂之枝、枝幹相配、以成六旬」といふて居るのは其一端を傳へたもので、本來の目的は殷代若しくは殷代以前に始まつた十日十二辰であり、其兩者を組合せて六十干支として日を紀することにしたのも殷代に始まつて居る。後にこれに五行説を配當したのは戰國時代の半ばに始まり、前漢末頃に漸く一定したので、此間の變遷は詳細に「干支五行説」と顛頂歷に論じて居る。



(ち) 私は十二辰を季節に應ずる月の名として説明を試み、十二の中の七つに就てははいふに妥當と信ずる解釋を下して居る。西洋の月の名にも現に種々の起源のものが混じて居ることを思へば、十二辰の凡てを後世の今日よりして説明し得ることは到底望み難い。十二の中の七つを説明し得たことは過分といふべく、しかも漢代に於ける附會の説よりは遙かに妥當であると信じて居る。

(5) 外來影響有無

從來戰國時代に於ける事情がよく明かならざるに當り、これを西洋方面に見れば、丁度西紀前三三〇年前後に、アレキサンダーの東方遠征といふ歴史上の大事件があるので、此兩者を結合し、此時代に西洋方面の文明が大に支那に輸入されたのではないかといふ説をなす人があり、飯島氏の如きは外來輸入説の主なる證據として曆法に關する智識の輸入を論じて居らるゝのであるが、我々は上來の研究によりて、曆法に關する方面に於て戰國時代の事情が如何様にあつたかをはいふ明かにすることが出来、しかも其結果によれば、曆法に關する發達は何れの方面にても極めて自然的なので、外來智識の輸入などを認むべき餘地は少しもない。

(a) 曆法 十九年の章法は大體宣公十四年(前五九五)頃より行はれ、始めは宣公十四年を章首とする如き閏法であつたが、前三五一年以後は章首を三年早めたる殷歴の閏法となり、秦二十六年以後は歲終閏の變法となりて太初に及んで居る。連大配置法は春秋後期より前四四三年までは17 15の間隔法であり、前四四三年以後は七十六年法となり太初まで繼續して居る。閏法連大法共に其發達は極めて自然的であるのみならず

十九年法は西洋方面のメトン法(前四三二年)に比し約百六十年も早く、

七十六年法は西洋方面のカリボス法(前三三四年)に比し約百十年程早い。

(b) 交蝕 春秋にも漢初にも割合に日蝕が多かつたので、かゝる記録を研究したる結果、蝕の週期に關する智識が發達するのは當然のことである。太初八十一分法(即ち三統歴)には百三十五ヶ月の蝕の週期のことが含まれて居る。これは西洋方面にてカルデヤのサロスとして早くから知られて居つたといふ二百二十三ヶ月の週期とは全く異なりたる週期であり、其孰れも正しいのであるが、偶別々の週期が東西に見えて居るので、此事實は明かに太初以前には東西の間に曆法に關する重要な智識

の交換がなかつたことを示すものである。若し飯島氏の説の如くならば、前三三〇年頃に一度サロスの智識が傳へられ、それによりて春秋の日蝕の日取が作製され、やがてそれが傳統を失して完全に忘れられ、漢初頃に至りてサロスとは全く異なりたる、しかも稍劣れる蝕の週期が、更に獨立に發見されたものと見なければならぬことになるのであるが、斯の如きはあまりに無理な想定で到底承認し難い。

メトン、カリポス、サロス等重要なる曆法の智識に就ては輸入の形跡は少しも認め難き上に、

- (c) 紀年法 曆法の發達に伴ひ統一せる紀年法の必要を感じ、歳星紀年法により太歳紀年法、超辰紀年法を経て干支紀年法に一定するに至つたこと。
- (d) 五星と五行説 歳星と同時に五星の運動に注意し、やがて五行説を唱道するに至れること。
- (e) 星經 五星(緯星)の運動を觀測するためには恒星の位置を精確に測定することが必要なので、石氏星經、甘氏星經等を作製するに至れること。
- (f) 干支五行説 五行説によりて天地間一切の現象を説明せんがために、時と方位と

に配當せる干支と連合せしめて、干支五行説なるものを作り上げ、これを以て一切の現象を説明する科學とするに至れること。

以上の如き發達の徑路は極めて自然的の道程である。外來智識の影響を必要とすべき間隙は少しもない。

### 古來の研究

本論文の關する範圍に屬する研究は古來甚だ多くはない。私の注意した少數の研究を曆法と紀年とに分けて次に掲げる。

#### (A) 曆法

- (1) 漢代の論曆 漢代に於ける黃帝、顓頊、夏殷、周魯等六曆の優劣論や、漢末の宋仲子がこれに三統歷を加へて七曆とし、乃至晉の杜預が更に其後の若干の曆法を加へて十三曆とし、其得失を論じたのは、畢竟是等の中の何れか、太古以來太初に至るまでの或る時代に實行されたる曆法なるべしとして研究されたものなのであるが、一つも事實に合はない。太初以後に實行されたる三統歷等を別問題とすれば、

是等はいづれも全くの假想曆法で、太初以前に實行されたものは一つもない。但し顓頊曆般曆の兩者に關する同名異義若くは古法變法等の複雑なる關係に就ては既に述べた如くである。

(2) 劉義叟(宋) 漢初長曆

司馬光の資治通鑑目錄には

臣聞古之爲史者。必先正其曆。以統萬事。故謂之春秋。故崇文院檢討劉義叟徧通前代曆法。起漢元以來爲長曆。臣嘗得其書。今用義叟氣朔並閏。及采七政之變著於史者。置於上方云々

といふて、其年表中漢元年以來に就ては劉義叟の長曆を引用して居る。其漢初長曆に就ては

漢初用般曆。或云用顓頊曆。今兩存之。漢襲秦。以建亥月爲正。今所記月數皆以夏正言之。後朔與前朔同日則不記。改日乃記之。後倣之。

といふて居り、漢元年以來の毎月朔の干支を掲げて居るが、こゝに般曆と稱せるものは其置閏法は般曆とは甚だしく異なつたものであり、顓頊曆と稱せるものは後

漢以後の所謂顓頊曆(但し歲終閏に變じたるもの)であるが、双方の曆共に漢初の曆日干支記録に杆格する所頗る多い。

(3) 姚文田(道光) 漢初年月日表

所謂顓頊曆に鄧平の所謂陽曆案を加味して漢初長曆を作製して居る。しかし陽曆法は太初改曆の際に鄧平が提出した妥協案であることは律曆志に明記する所なので、それが太初以前の曆に用ひられて居つたといふことは到底認むることが出来ない。従つて此長曆は理論上は承認することの出来ないものであるが、たゞかくして推步せる長曆は偶然にも甚だよく漢初の曆日干支に適合する筈であることは既に述べた如くである。不幸にして邃雅堂學古錄に収録せる漢初年月日表に載せたる推步は、景帝四年(前一五三)頃より元鼎四年(前一三三)頃までの間に亘り、全く不注意なる錯誤を重ね、甚だしく混亂を極めて居るのは惜しむべきことである。

(4) 鄒漢勛(咸豐) 顓頊歷攷

姚文田の陽曆法顓頊曆は葇首の歲に於て、前年十二月及び正月を連大の月とせる

ものに相當して居るのであるが、鄒漢助の顓頊歷は葇首に於て前年十、十一兩月を連大として居るので、姚文田の顓頊歷に比して連大配置を更に二ヶ月程早めたるものになつて居る。斯の如きものは決して顓頊歷と稱し得べきものでないことは姚文田の長歷と同様である上に、二ヶ月連大を早めたる結果として高帝六年正月及び文帝後六年四月の曆日干支記録に適合しない。

(5) 汪日楨同治 歷代長術輯要

上は周の共和より下は明末に至るまで約二千五百年間の凡ての月朔の干支を推歩したものであるが、漢初の歷に就ては、通鑑目錄にある劉義叟の長歷により、たゞ僅に二、三の修正を加へただけの般歷と顓頊歷とを載せて居る。従つて漢初の事實に適合せざることは(2)と同様である。

(6) 猪飼敬所(天保) 漢初長歷

秦二世元年より太初元年まで、毎年歲首十月朔日の干支を推歩して居るが、般歷にも顓頊歷にも合はず、如何なる曆法に依つたものか明かでない。漢初の曆日干支記録には適合せざるものが頗る多い。

(B) 紀年

戰國時代の紀年に就ては、史記六國表に

秦既得意。燒天下詩書。諸侯史記尤甚。爲其有所刺譏也。詩書所以復見者。多藏人家。而史記獨藏周室。以故滅。惜哉惜哉。獨有秦記。又不載日月。其文略不具。中略。余於是因秦記踵春秋之後。起周元王。表六國時事。訖二世凡二百七十年。著諸所聞興壞之端。後有君子以覽觀焉。

といふて居り、太史公當時に既に確かなる史料少なく、僅かに殘存せる秦記に依據するより外に方法がなかつたのであらうが、其秦記なるものは日月を載せず、又記録も不充分であつたものと見える。史記始皇本紀の末段に秦襄公以下歷代の年數を記せるものが繰返へしてあり、これに對して索隱は

此已下重序列秦之先君立年及葬處。皆當據秦記爲說。與正史小有不同云々  
といふて居るが、思ふに此部分が所謂秦記の原形に近いものであらうか。史記六國表は此部分の紀年とよく一致して居るが、秦本紀の紀年はこれと少しく出入がある。

晋の太康年間に汲冢より出でたる竹書紀年は魏の襄王二十年に終る魏の國の史記なので、若しこれが完全に傳つて居れば、戰國時代の紀年に關して頗る有力なる史料であるべき筈であるが、不幸にしてこれは宋代に散逸し、其後明代に輯めて再現したる今本竹書紀年は、不純なるものが多く混入して居るので、我々は古本の散逸前に諸書に引用されたるもの、例へば後魏の酈道元の水經注、唐の司馬貞の史記索隱等に引用されたるもの等により、原本竹書紀年にありし記事の一部を彷彿するより外はない。甚だしく不完全であることは止むを得ない。

斯くして今日よりして見れば、戰國時代の紀年に關して我々の有する根本史料は

- (a) 史記六國表及び周、秦、始皇本紀、諸侯世家
- (b) 竹書紀年の斷片的遺文
- (c) 孟子、戰國策等の戰國時代の書

の三種なのであるが、竹書紀年は斷片的であり、孟子や戰國策には年月の記載がないので、大體に於て太史公の整理したる史記六國表を基礎とし、これに竹書紀年や孟子戰國策等の記事によりて明かに誤謬と認むべき諸點に對する修正を加ふるといふ

方針によるより外はない。しかも是等三種の史料は必ずしも互に一致しないので、其何れに重きを置くか、如何様にして如何なる程度まで是等の史料を互に協調せしむるかによりて、其結果に若干の相違を生ずるに至ることは怪しむに足りない。

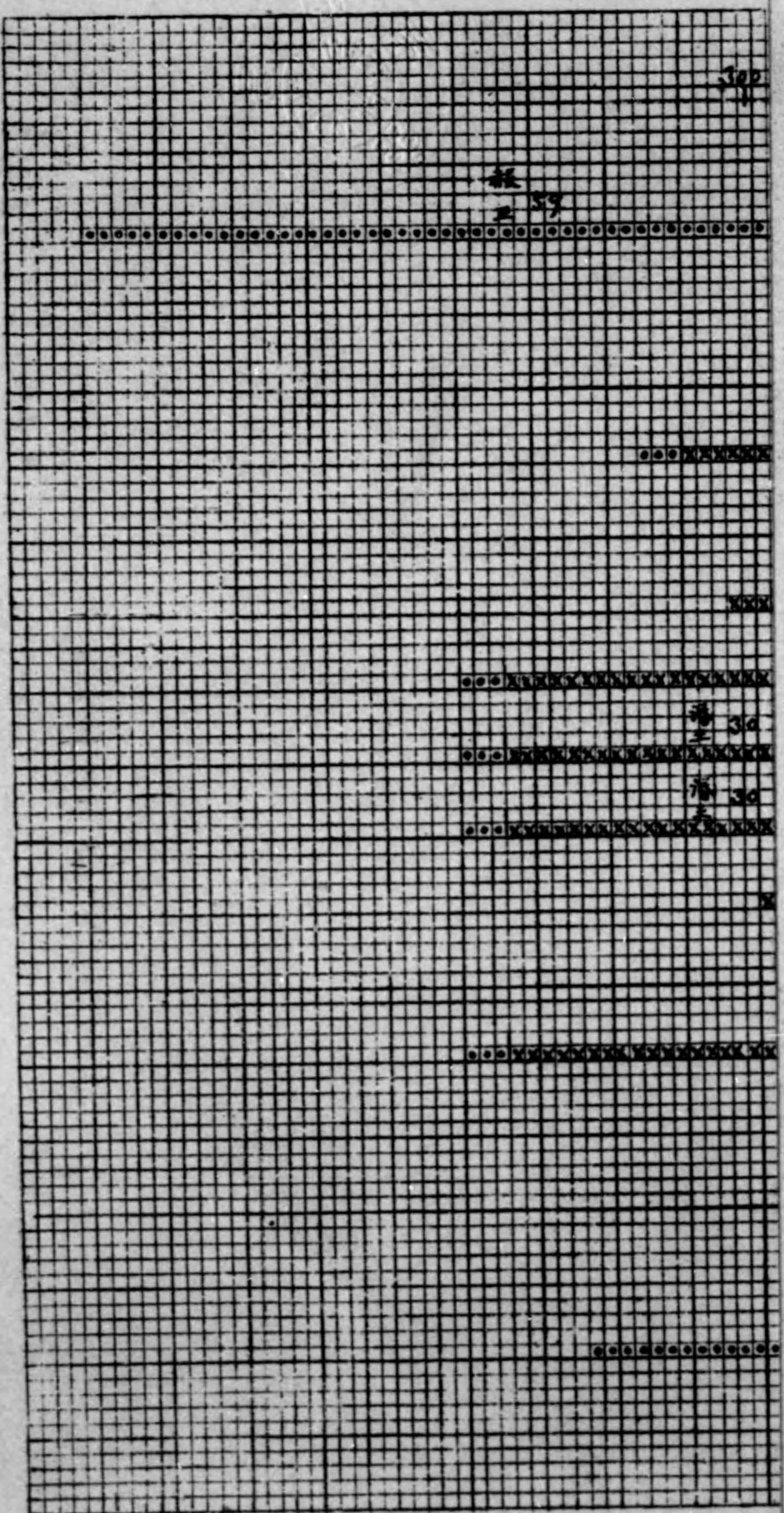
周秦の王公歴代に就ては、竹書紀年に一、二史記と一致せざるものがあるが、然し史記を改むべき程有力なるものとは思はれないので、全然六國表によるのが正當であると思はれる。なほ一般に、竹書紀年にも長き傳來の間に誤りたるものが相應に多くあることは否むべからざる事實なるが故に、史記と竹書と一致せざる場合に、直ちに竹書によりて史記を改むることは決して正當ではないが、戰國時代の中期以後に就ては、孟子及び戰國策記載の事實を参照して若干の判定を下すことが出来る。

史記に魏の惠王、襄王、哀王とあるのは、竹書紀年により、惠王、惠王後元、襄王と改むのが至當であらうといふことは古來殆ど異説がないが、齊の威、宣、湣三王の年代に就ては、聚訟紛々歸する所を知らない。畢竟(a)(b)(c)三種の材料の處理如何によるのであるが、これは林春溥の孟子時事年表の説の如く、齊王の年代は竹書に依ることとし、孟子の遊歴は先づ梁に行き次で齊に行きたるものとするのが穩當である様に思はれ

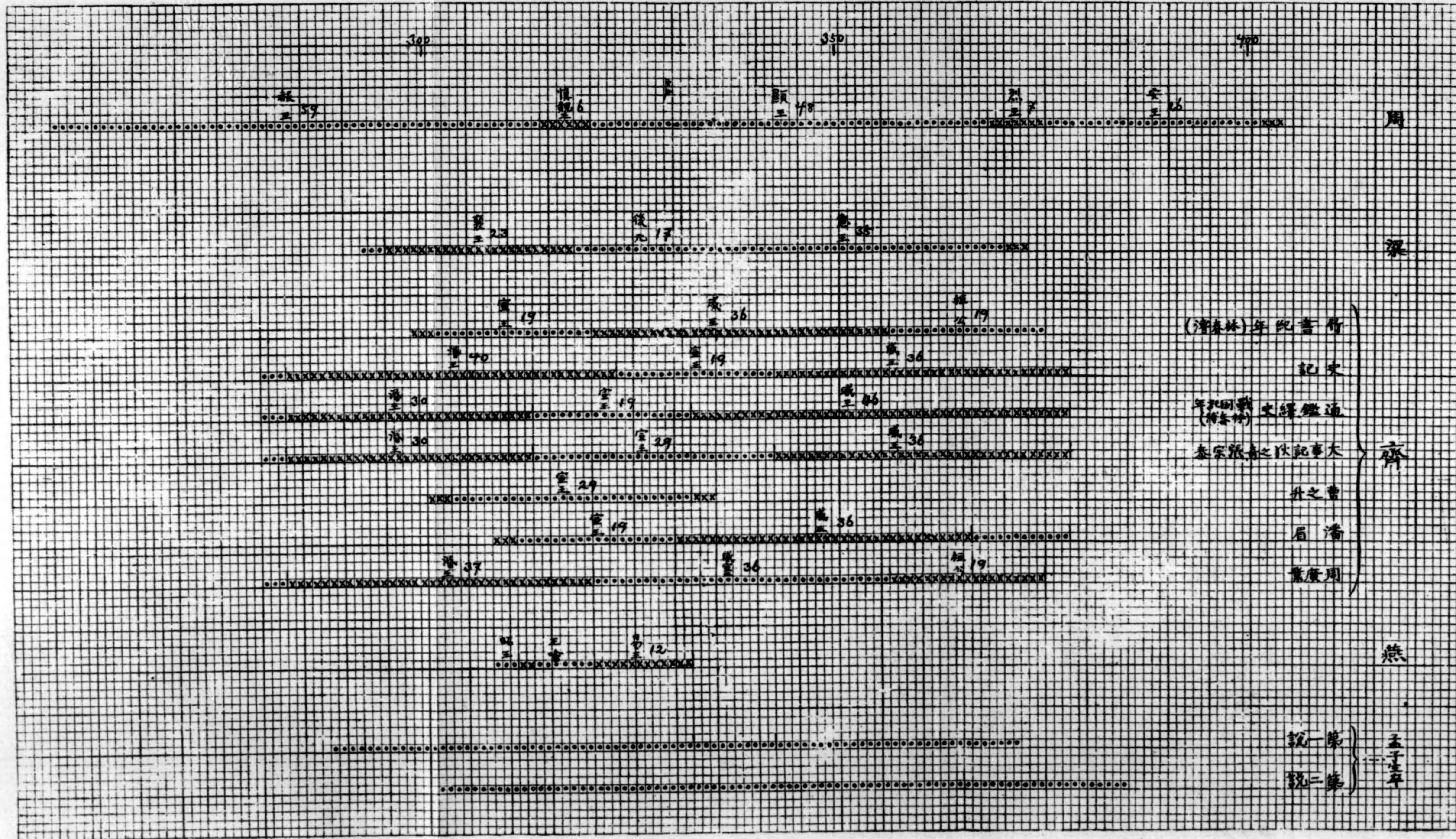
る。別圖に齊王の年代に關する種々の異説を表示する。

古來の研究の主なるもの

- (1) 司馬遷(漢) 史記六國表。周秦始皇本紀。諸侯世家
- (2) 司馬光(宋) 通鑑目錄。通鑑。稽古錄
- (3) 胡宏(宋) 皇王大紀
- (4) 呂祖謙(宋) 大事記。大事記解題
- (5) 程復心(元) 孟子年譜
- (6) 陳士元(明) 孟子雜記
- (7) 馬驢(順治) 釋史
- (8) 閻若璩(康熙) 孟子生卒年月考
- (9) 周廣業(乾隆) 孟子四考
- (10) 崔述(乾隆) 孟子事實錄(考信錄)
- (11) 張宗泰(乾隆) 孟子七篇諸國年表
- (12) 潘眉(嘉慶) 孟子遊歷考



# 齊王年代異說一覽圖



- (12) 潘眉(嘉慶) 孟子遊歷考
- (11) 張宗泰(乾隆) 孟子七篇諸國年表
- (10) 崔述(乾隆) 孟子事實錄考信錄
- (9) 周廣業(乾隆) 孟子四考

(13) 林春溥<sup>(嘉慶)</sup> 戰國紀年<sup>(道光)</sup>

孟子時事年表<sup>(道光)</sup>

(14) 黃式三道光 周季編略

(15) 狄子奇道光 孟子編年

### 戰國紀年

史記六國表の全體を研究の對象とし、竹書紀年其他の史料を參照して各國王公の年代を講究することは頗る興味ある問題であるが、これは他日の研究を期することとし、こゝには本論文に必要な程度に於て、周秦王公の年代は六國表により、孟子關係の部分は林春溥の孟子時事年表によりて記すこととする。六國表の始め敬王元年の年代に就ては二、三の異説があるが王鳴盛の十七史商榷に論せるが如く六國表を以て正しとすべきであらうと思ふ。なほ周本紀に四十二年敬王崩とあるは四十二年の誤、又十年烈王崩とあるは七年の誤と見て六國表に合致せしめることとする。



戦國時代に於ける日蝕の記録は次の如くである。

- (1) 厲共公三十四年。日蝕。晝晦星見六國表、秦本紀
- (2) 蹠公八年。六月雨雪。日月蝕六國表
- (3) 簡公五年。日蝕六國表
- (4) 惠公三年。日蝕六國表
- (5) 献公三年。日蝕晝晦六國表
- (6) 献公十年。日蝕六國表
- (7) 献公十六年。日蝕六國表
- (8) 昭襄王六年。日蝕晝晦六國表、秦本紀
- (9) 莊襄王二年。日蝕六國表
- 莊襄王三年。四月日食、秦本紀

いづれも日月を載せざる秦記の記録に基きたるものが、單に某年に日蝕があつたといふだけで、月日の記録がないのは、春秋の日蝕記録と對照して著しき相違である。今オツボルツェルの日蝕表によりて、記録に相應すると思はるゝ日蝕の時日を記せ

ば月日は現行グレゴリッ曆にて溯りたるものにて、次の如くである。

- (1) 前四四二年三月六日 一年違ひ
- (3) 前四〇九年五月二十七日 一年違ひ
- (5) 前三八二年六月二十八日 年適合す
- (7) 前三六九年四月六日 年適合す
- (8) 前三〇〇年七月二十二日 一年違ひ
- (9) 前二四八年四月二十日 年適合す
- (1) (3) (8) の三つは記録と事實と一年違ひになつて居るがこれは周秦王公の年代が一年違ひになつて居るためか、又は記録が一年違ひの年に紛れ込んだためか、判別することは出来ない。

### 戰國秦漢の長歴

上來研究せる所によりて、上は春秋に接し下は太初に至るまでの戰國秦漢時代に於ける曆法の進轉發達は、明瞭にすることを得たと思はれるので、これに基いて

戦國秦漢時代の朔閏表を作製することゝする。

- (a) 周正を變じて夏正としたのは列國が王と稱した時であると思はるゝが、其年代は判然しない。茲にはこれを西紀前三三五年であつたものと假定し、此年の前年末に兩閏を置き月の數へ方を改めたものとする。(此年は夏正二月に置閏する年に當つて居るので、双方併せて三閏を置いたことゝなる筈であるが、寧ろ人の耳目を聳たしむるために、撰んでかゝる年をとつたであらうとも考へられる)
- (b) 圖表には凡て其當時の數へ方にて一月より十二月までを其年の中に配することゝしたので、前項の如くに前三三六年末に兩閏を置くことゝすれば、自ら此年以前は周正、此年以後は夏正といふことになる。
- (c) 始皇二十六年(前二二一)以後、十月を歲首と改めたことに就ては、九月と十月との間に界線を設けてこれを表示することゝする。
- (d) 左傳哀公二十七年(前四六八)に八月甲戌とあり、これに適合せしむるためには、同年の置閏(七月)を一ヶ月後にすればよいのであるが、左傳の曆日は必ずしも當時の記録には非ざるものとも思はれるので、こゝには改めざることにする。

(e) 漢初の朔晦干支記録は凡て月朔干支に改めて整理したものを( )を附して記入することゝする。全部適合して居る。

(f) 戦國より秦までの期間に於て曆日干支の記録されてあるものは甚だ少ないが、今其等を一纏めにして摘記し、作製せる長歴によく適合するや否やを検すれば次の如くである。

(1) 秦献公四年正月庚寅(27)	秦本紀	前三八一年正月19朔	適合
(2) 魏惠成王九(六)年四月甲寅(51)	竹書紀年	三六二年四月27朔	?
(3) 秦惠文君十三年四月戊午(55)	秦本紀	三二五年四月52朔	適合
(4) 秦孝文王元年十月己亥(36)、辛丑(38)	同右	二五〇年十月33朔	適合
(5) 秦莊襄王三年五月丙午(43)	同右 六國表により改む	二四七年五月18朔	適合
(6) 秦始皇四年十月庚寅(27)	始皇本紀	二四三年十月23朔	適合
(7) 同 九年四月己酉(46)	同右	二三八年四月27朔	適合
(8) 同三十七年十月癸丑(52)	同右	二一〇年十月47朔	適合
(9) 同 七月丙寅(3)、始皇崩	同右	七月13朔	×

(10) 二世元年十月戊寅(15) 六國表

二〇九年十月11朔 適合

(11) 同 三年八月己亥(36) 始皇本紀

二〇七年八月25朔 適合

(12) 高祖五年(二)正月甲午(31) 秦楚之際月表  
高祖本紀正月は誤

二〇二年二月29朔 適合

註(2) 前三五一年までは殷歴古法閏前三五一年以後は殷歴閏とすれば、魏世家集解引九年にて適合す。水經注引六年にては適合せず。

(9) 喪を秘したるがために月を誤記せるものならん。若し此記事を正しとすれば、必ずや非歳終閏があつたことゝしなければ前後の暦日と調和しないので、これが記録の誤であることは疑もない。

たゞ一つ明かに記録誤と見得るものを除くの外は、全部長歴に適合して居る。

### 要旨概括

- (1) 漢初の朔晦記事によりて漢初の暦を講究し、これを遙かに春秋後期の暦と對照せしめて、戰國時代に於ける暦法の進轉を研究したのが本論文の仕事である。
- (2) 春秋後期から太初までの時代は、暦法發達の過程にあり、閏月挿入法と連大配置法

と別々に發達しつつあるので、殷歴や顛項歴の如き正式の四分暦法は行はれて居らぬ。

- (3) 春秋後期を承けては殷歴古法であり、戰國時代の半ば西紀前三百五十六年頃より以後は殷歴第一變法であり、始皇二十六年以後は第二變法で太初に及んで居る。
- (4) 唐書に見ゆる如き所謂顛項歴は太初以前には實行されたことのないのは勿論、論議されたこともない。
- (5) 三正論は戰國時代の半ば過ぎに、周正を夏正に變ずる際に唱へられたものらしい。
- (6) 干支の起源は戰國時代にはない。
- (7) 暦法に關して外來の智識が戰國時代に輸入された形跡はない。
- (8) 西紀前四八一年より西紀前一〇五年まで、戰國秦漢時代の長歴を作製した。その結果として
  - (a) 1149—723 B.C. 殷末周初より春秋に至る長歴は「周初の年代」に
  - (b) 722—479 B.C. 春秋時代の長歴は「春秋長歴」に
  - (c) 481—105 B.C. 戰國秦漢時代の長歴は 本論文に

掲げてあるので併せて殷末より太初まで約千年に互る間の凡ての朔閏を一目して知ることが出来る。

(9) 戦国時代の紀年に就ても多少の考察を加へて居る。

(昭和三年六月)

般 歴 紀 年 法	夏正 正月 歲首	太 初 曆	-104 -100
	超 辰 法	三 統 曆	- 0

戰國秦漢に於ける曆法の進轉

時代	紀年法	月の數へ方	曆法	連大配置法	閏月挿入法	B. C.
春秋		周正	般歴古法變式	17 17 15の間隔法	595を章首とする般歴古法閏	-500
戰國			般歴古法	前期に連續して改めたる七十六年法	般歴閏	-481
						-443
秦	歲星紀年法	夏正	般歴第一變式			-400
						-367 -365 -351 -335
漢	顓頊歴紀年法	夏正(十月歲首)	般歴第二變式			-300
	般歴紀					-221 -200
						-104 -100

夏正 太

國秦漢に於ける曆法の進轉



# 戰國秦漢長曆圖

朔日	年次	朔日	年次	朔日	年次	朔日	年次	朔日	年次	朔日	年次	朔日	年次	朔日	年次	朔日	年次	朔日	年次	朔日	年次	朔日	年次	朔日	年次																											
18	176	19	177	20	178	21	179	22	180	23	181	24	182	25	183	26	184	27	185	28	186	29	187	30	31	188	32	189	33	190	34	191	35	192	36	193	37	194	38	195	39	196	40	197	41	198	42	199	43	200		
17	175	18	176	19	177	20	178	21	179	22	180	23	181	24	182	25	183	26	184	27	185	28	186	29	187	30	31	188	32	189	33	190	34	191	35	192	36	193	37	194	38	195	39	196	40	197	41	198	42	199	43	200



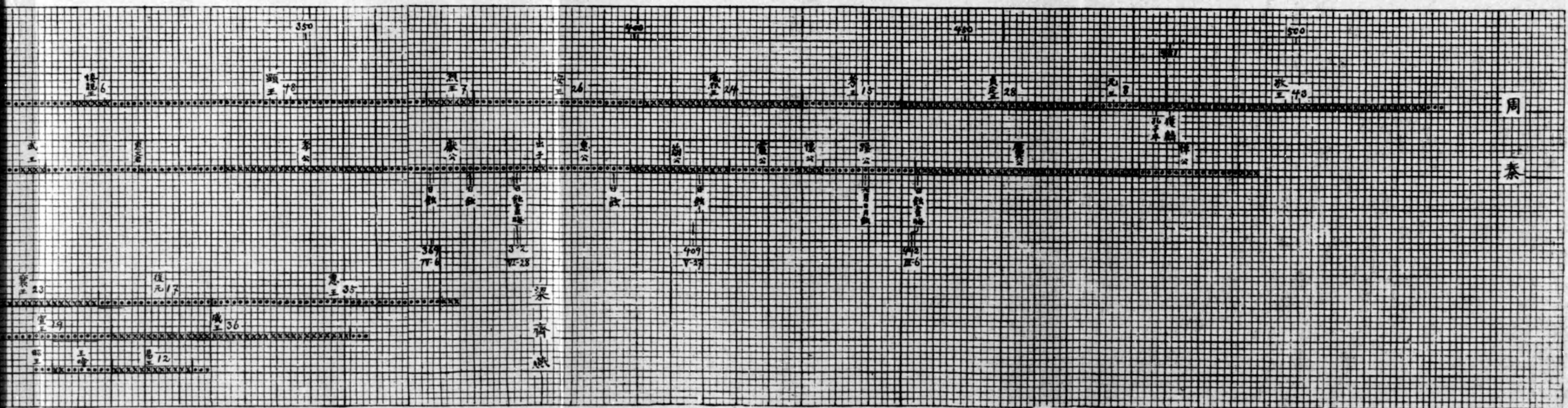




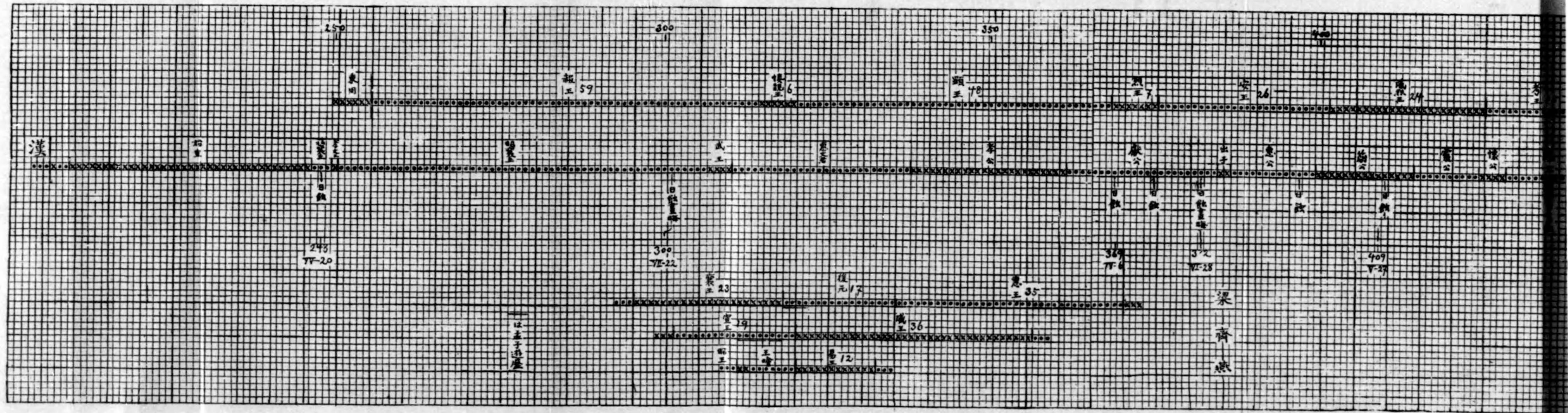
172	173	174	175	176	177	178	179	180	181	182	183	184	185	186	187	188	189	190	191	192	193	194	195	196	197	198	199	200	201	202	203	204	205	206	207	208	209	210	211	212	213	214	215	216	217	218	219	220	221	222	223	224	225	226	227	228	229	230	231	232	233	234	235	236	237	238	239	240	241	242	243	244	245	246	247	248	249	250	251	252	253	254	255	256	257	258	259	260	261	262	263	264	265	266	267	268	269	270	271	272	273	274	275	276	277	278	279	280	281	282	283	284	285	286	287	288	289	290	291	292	293	294	295	296	297	298	299	300	301	302	303	304	305	306	307	308	309	310	311	312	313	314	315	316	317	318	319	320	321	322	323	324	325	326	327	328	329	330	331	332	333	334	335	336	337	338	339	340	341	342	343	344	345	346	347	348	349	350	351	352	353	354	355	356	357	358	359	360	361	362	363	364	365	366	367	368	369	370	371	372	373	374	375	376	377	378	379	380	381	382	383	384	385	386	387	388	389	390	391	392	393	394	395	396	397	398	399	400	401	402	403	404	405	406	407	408	409	410	411	412	413	414	415	416	417	418	419	420	421	422	423	424	425	426	427	428	429	430	431	432	433	434	435	436	437	438	439	440	441	442	443	444	445	446	447	448	449	450	451	452	453	454	455	456	457	458	459	460	461	462	463	464	465	466	467	468	469	470	471	472	473	474	475	476	477	478	479	480	481	482	483	484	485	486	487	488	489	490	491	492	493	494	495	496	497	498	499	500
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

A large grid-based data table with multiple columns and rows, containing numerical values and possibly codes. The grid is dense and covers the entire page.

# 戰國紀年圖



# 戰國紀年圖



## 干支五行説と顛項曆

### 緒言

五行説は漢代に勃興して以來深く支那思想の根柢に入り込み、五行大義に「夫五行者。蓋造化之根源。人倫之資始」といへる如き考は牢乎として抜くべからざる様になつて居る。斯の如き考へ方がよいか悪いか、文運の進歩を助けたか阻めたかは問題外としても、兎に角五行説が東洋文化の大勢に至大の影響を及ぼして居つたことは否むべからざることである。殊にこの考が干支と結合したる干支五行説の形に於ては、全く迷信の源泉をなして居つたといふてもよい程で、其流弊は今日なほ底止する所を知らない。是等の事實を顧れば干支五行説の起原を探求し其來歴を詳にすることは頗る肝要なることであると思はれる。

更に思ふに、干支及び五行説の起原はいづれにしても先秦時代のものであることは疑ふべくもないので、干支五行説の起原を研究することは、やがて又支那上代の文

化發達史の有力なる材料となるべき筈であるが、この意味に於て近時殊に重要な度を加へたと思はるゝのは、飯島氏によりて提出されたる干支起原説のためである。同氏の説によれば、干支五行説の起原は顓頊曆と密接の關係があり、顓頊曆は戰國時代の末に制定されたものであるので、従つて干支は五行説に基きて戰國時代の末に作られたものでなければならぬといふことになるのである。若しこの説が果して成立するならば、春秋を始めとして、日の干支の記載を有する一切の古典は盡く皆戰國末以後に作製されたものでなければならぬといふことになるので、問題は頗る重大である。干支と五行説と顓頊曆と三者の關係を明かにすることは、先秦時代の文化を講究するに就ての先決問題といはなければならぬ。

干支及び五行説の起原に關しては三様の説がある。

第一には從來普通に行はれて居る説で、干支も五行説も支那の傳説時代に溯るほど古く、干支は黃帝の時に大撓が五行説に基いて作つたといふのである。この派に屬して比較的穩當なる説は、五行説を以てそれほど古いものとは認めないが、五行のことは兎に角、尙書甘誓及び洪範にあるので、少くとも周初以前或は夏の時代以前か

らあるものなるべく、干支も五行説と同様に古いものであらうとして居る。なほ干支と五行説との相互關係に就ては、干支を以て五行思想に基いて作りたるものとする説と、兩者を以て無關係なりとする説と二つある。

第二には最近飯島氏によりて提出されたる説で、其説によれば五行説は戰國時代に五星を觀測して後に發生したる説であり、顓頊曆は西洋曆法の智識が輸入されて後に戰國末に制定されたものであり、而して干支は顓頊曆制定の際に五行説に基いて作られたものであるといふのである。

第三には私の考では、十干は日を紀するため、十二支は月を紀するため、殷代若くは殷代を去ること遠からざる以前に作られたもので、共に五行説には少しも關係がない。五行説は戰國時代の半ば頃に五星の觀測されてより後に成立したるもの、顓頊曆は戰國時代の半ば以後に制定されて秦及び漢初に實行された曆法である。顓頊曆の制定が三正論若くは五行説と關係して居ることは疑ふべくもないが、干支の制定も亦同時でなければならぬといふ飯島氏の主張は、其理由薄弱で承認し難い。私は先づ顓頊曆と干支との關係を明かにして飯島氏の説を駁し、次に五行説及び

干支の起原に關する私の考を述べようと思ふ。第一説に對しては其間に自ら論及する筈である。

### 顛 頊 曆

顛頊曆は四分曆法の一種で、太初改曆(西紀前一〇四年)の際まで、秦及び漢初に行はれた曆である(大正九年藝文所載拙稿「漢代に見えたる諸種の曆法を論ず」参照)。

四分曆法といふのは一年の長さを三六五・二五日としたる十九年七閏の法である。十九年を一章とし其間に七閏月を置くことゝすれば、一章の後は朔と季節とは丁度同じ關係にもどるのであるが、日の端數を去るために四章七十六年を以て一節とすれば、一節の後は朔と時刻と季節とが同一の關係にもどることゝなり、なほ二十部千五百二十年を一紀とすれば、一紀の後は朔日の干支も同一の干支にもどることゝなり、三紀四千五百六十年を一元とすれば、一元の後は歳の干支も亦同一の干支になり、歳名と季節と朔と朔の干支と時刻と、凡て再び元始の状態にもどるものとする曆法である。

$$365.25 \times 19 = 6939.75 = 29.53085 \times 235$$

$$1 \text{ 章} = 19 \text{ 年} \dots\dots\dots \text{朔 立春}$$

$$1 \text{ 節} = 4 \text{ 章} = 76 \text{ 年} \dots\dots\dots \text{朔且立春}$$

$$1 \text{ 紀} = 20 \text{ 節} = 80 \text{ 章} = 1520 \text{ 年} \dots\dots\dots \text{甲寅朔且立春}$$

$$1 \text{ 元} = 3 \text{ 紀} = 60 \text{ 節} = 240 \text{ 章} = 4560 \text{ 年} \dots\dots\dots \text{甲寅歲甲寅朔且立春}$$

顛頊曆はかゝる四分曆法を用ひたる上に、其元始標準の歳としては、西紀前三六六年又はそれより四五六〇年前なる西紀前四九二六年を採用したる曆法である。即ち是等の歳には、孟春の月の朔が丁度甲寅の日で、其日の明け方が丁度立春の節に當つて居つたといふので、是等の歳を曆元とし、甲寅の歳と稱へ始めたものである。

顛頊曆が何時頃制定されたものであるかといふことに就ては確かなる論斷を下し得べき程の材料がないが、第一には、この曆法の制定された時期は、春秋後期から戰國初期に行はれた所謂周正が再び二ヶ月程還元して、夏正が用ひらるゝ様になつた時期と大體一致しなければならぬであらうといふこと。第二には、漢初に於ける日他が多く晦にあるのは、曆法制定後若干の年代を経たがために、曆面の合朔と實際の

合朔との間に次第に差を生ずるに至つたのであると見做して、溯つて曆法制定の時代を推算したるものとの二つの理由によりて、私は顓頊曆を以て大體戰國時代の半ば、西紀前三百五十六年頃に制定されたものと推定したいと思ふ（前記藝文所載拙稿参照。但し計算の數字は不幸にして少しく誤つて居る）。

飯島氏は顓頊曆によりて計算せる朔且冬至が實際の朔且冬至と適合せる年代を求めて西紀前四二七——三五一年の一節七十六年間にあるとなし（東洋學報第十一卷第一號所載論文「支那上代に於ける希臘文化の影響と儒教經典の完成」の中「古曆の淵源」と題する項特に第四表参照）顓頊曆はこの一節間の適合の事實を認めて、それより以後に制定されたものでなければならぬと論じて居らるゝが、同氏はこの合不合の比較をなすに當りて、直接に顓頊曆にはよらずして、同氏が顓頊曆と同じ曆元を有するものと認めたる殷曆によれる計算を用ひて居られる。しかも顓頊曆と殷曆とが同一の曆元を有して居るといふことは、五ヶ條の理由を掲げて證明せんと試みて居らるゝにも拘らず、明かに事實に反して居ること、單に飯島氏の想像説であるといふに過ぎない。従つて同氏の作製された合不合の比較表第四表は全く架空のもの

ので、顓頊曆の制定年代を論ずる材料となし得べきものではない。顓頊曆は明かに西紀前三六六年の正月甲寅朔晨立春を以て曆元として居るものなるが故に、若しこの曆元を算出したる朔且冬至の觀測に還元して實際の天象と比較せんとするならば、この曆元より月朔にては五十一ヶ月、季節にては四年八分の一だけ逆もどりして朔と冬至との日時を求めなければならぬ筈である。假にかくして飯島氏と同じ比較を試みれば、適合の時代は飯島氏の認定よりも百年も新らしく、同氏の他の論點と矛盾することゝなる。私は當時の季節測定法の粗雑なることを顧みて、適不適ともこの方法には餘り多くの價値を置くべきものではないと思ふ。

### 顓頊曆と干支

顓頊曆の曆元なる西紀前三六六年には、甲寅歲、孟春月、甲寅朔晨が立春に當つて居るので、歲月日時及び季節が凡て甲又は寅で、五行説でいへば發生の徳を具へて居るものに揃つて居る。この内甲寅歲といふのは此歲を始めとしてさう命名したのであるから論外としても、残りの甲寅朔晨立春が丁度揃ふといふことは、甚だ稀れなこ



とて、假に一度さういふ具合よきことがあつたとしても、それが再び循環して來るのは千五百二十年の後であるといふ程稀有のことである。それが偶々西紀前三六六年にあつたのは不可思議であるとの疑が飯島氏の問題である。同氏の見解によれば、斯の如きことは偶然にしては餘りよく適合し過ぎる。殆ど有り得ないことで、必ずやさうなる様に作つたものでなければならぬ。丁度其頃に偶々朔辰立春のあつたのを捉へて、其日を甲寅と稱へ始め、其年を甲寅歲と稱へ始めたものでなければならぬ。つまり干支にて日を紀することも、干支にて年を紀することも、この顛項曆制定と同時に始まつたもので、其れより以前にはなかつたものでなければならぬといふのである。

これは實に大膽なる論斷であるが、少しく當時の事情を明かにすれば到底承認し難き説である。

第一に、當時の季節測定法は土圭の影の長さの最大なる時期を以て冬至の節と定むるので、斯の如き方法では季節の遅速二、三日位の差は到底免れ難い。殊に顛項曆では、立春を標準として居るにも拘はらず、土圭の影にて冬至を定め、それより一年の

八分の一なる四十六日後の日を立春として居る程なので、冬至より立春までは一年の八分の一よりは短く四四・二日であるべき筈である。季節に關しては二、三日の差は始めから問題として居らぬといふてもよい程である。従つて曆法制定以前より日の干支があつたとしても、甲寅の日が孟春の月の朔で立春の節に近きものを捜し出すことはさして難事ではない。然る後に立春の節を二、三日進退せしめて、甲寅朔の日を丁度立春に當ると認めたとしても、少しも不都合ではないのである。かく曆元を作らんがために、季節を進退せしめたことは、太初曆及び後漢四分曆の場合に現に實例があるので、少しも不思議とするに足らぬ。顛項曆の場合に曆元の季節が實際とよく適合するとしても、それは偶然のことで重きを置く程のことではない。

論より證據、戰國時代の間で、孟春の月朔が甲寅の前後で、季節の立春に近きものを、陰陽曆對照表によりて摘記して見れば次の如くである(精確なる計算は此場合必要でない)。

年代 B. C.	正月朔 干支	現・行 太陽 の 暦日
238	己酉	II-3
355	庚戌	II-2
412	辛亥	II-2
252	壬子	II-4
309	癸丑	II-4
366	甲寅	II-4
423	乙卯	II-4
320	丙辰	II-4
377	丁巳	II-5
434	戊午	II-5
491	己未	II-5

若し假に顓頊曆制定以前から存在せる日の干支の數へ方が現行のものより一日ずれて居るものであつたとすれば、三六六を曆元とする代りに三〇九か若くは四二二を取ればよいこととなり、若し二日の差があつたとすれば、二五二か若くは三二〇を取ればよいといふ風であつて、如何なる干支の數へ方が以前から存在して居つたとしても、揃つた曆元を作製することには少しの差支をも感じない。

なほ現實の例としては、太初曆、殷曆等皆何れも揃つた甲子朔且冬至の曆元を有して居るので、顓頊曆の甲寅だけが特別取扱を受ける理由はない。

第二には、顓頊曆制定の際には、孟春寅の月を歲首にしたので、従て日の方も甲寅朔に當るものを撰んで曆元にとつたのであらうが、必ずしも徹底的に五行思想を當嵌めて甲寅歲、寅月、甲寅の日、寅の刻と完全に揃へたものではないであらうと思ふ。少くとも西紀前三六六年を甲寅歲と稱ふる如き顓頊曆紀年法は、顓頊曆制定後百數十年後に始めて顓頊曆に附加せられたものであると思ふ。

顓頊曆紀年法は現行干支紀年法とは一年の差ある干支紀年法で、これが漢初に用ひられて居つたことは、淮南子、鵬鳥賦及び律歴志等によりて疑もないことであるが、然し秦の時代にはこの顓頊曆紀年法とはなほ一年ずれ、現行干支紀年法とは二年の差ありて、西紀前三六六年を丑歲と數ふる紀年法が行はれて居つたことは否むべからざる事實である。それは呂氏春秋序意篇に、

維秦八年。歲在涒灘。秋甲子朔。

とあることで、秦八年(西紀前二二九年)は現行干支紀年法では壬戌で、顓頊曆紀年法では辛酉に當るべきのを、呂氏春秋では申涒灘の歲といふて居るのである。秋甲子朔といふことによりて推算して見れば、秦八年といふ數字に傳寫の誤はないことは確

かである。飯島氏は涪灘なる歳名が後からの改作になるものならんと疑ふて居るゝが、如何にして涪灘に改めたかといふ手續に就ての同氏の説明は甚だしく想像に想像を加へたもので、到底既存文字を抹殺する程の力はない。なほ是等の文字は、史記呂不韋傳に、

號曰呂氏春秋。布咸陽市門。懸千金其上。延諸侯遊士賓客。有能增損一字者。予千金。

といふて居る程に、早くから多くの人の目に觸れて居つたものであらうから、後からの改竄などは想像し得られぬ程に確かなものといはなければならぬ。

この呂氏春秋の紀年法は、私が太歳紀年古法と稱ふるもので、左傳の歳星記事と聯絡し、西紀三六五年を攝提格(寅)歳と數へ始めたる紀年法であり、顓頊曆紀年法や現行干支紀年法の先驅をなして居るものである。顓頊曆紀年法とは一年の差あるこの紀年古法が、偶々顓頊曆採用の當事者呂不韋の編纂せる呂氏春秋中に採用されて居るといふことは實に興味ある事實といはなければならぬ。

この事實は干支紀年法の發達を研究するに當りて有力なる史料となるべきもの

である。淮南子の中に、紀年法を附加せざる顓頊曆と、紀年法を附加したる顓頊曆と兩様採録してあることゝ相照應して、顓頊曆紀年法なるものは、顓頊曆制定後百數十年を経て漢初に至りて始めて附加されたものであることを有力に物語つて居る。紀年法が後から附加されたといふことは、太初曆の場合に類似した實例がある。鄧平の作つた八十一分法は、太初元年から採用され實行百餘年を経たる後に、劉歆によりて超辰的紀年法が附加されて三統曆となつたもので、比較參考すべき適例である。

第三には、一晝夜を十二に分けて十二支に配當したのは何時代から始まつたか、なほ研究を要する問題である。このことは日知錄の「古無一日分爲十二時」の項や陔餘叢考の「一日十二時始於漢」の項にも論じてあるが、史記歷書に、

雞三號卒明。撫十二節卒于丑。

とあり、漢書五行志や翼奉傳には時に十二支を配當したものが見えて居るので、少くとも前漢の半ばからあつたことは疑ふべくもないが、少しく溯りて淮南子には、

晨明、朏明、且明、蚤食、晏食、隅中、正中、小還、備時、大還、高春、下春、縣車、黃昏、定昏

の十五に分つことが見え、左傳には、

昭公元年 君子有四時。朝以聽政。晝以訪問。夕以脩令。夜以安身。

昭公五年。日之數十。故有十時。亦當十位。

とあつて、四又は十に分つことが見えて居り、十二に分つことは史記以前のものには所見がない。飯島氏が引用された一晝夜十二分の名稱は、左傳昭公五年の十時に對する杜預の註である。これを以て淮南子の十五を飛び越して戰國時代のことを論ずる材料とすることは出来ない。思ふに一晝夜を十二に分つことは漢初に至つて始まつたものであらう。兎に角顓頊曆制定の時代に一晝夜に對する干支や五行の配當があつたといふことは認め難い。

第四には、若し飯島氏の説の如くに、干支は顓頊曆制定の際に、五行の理によりて天地の開闢を歲月日時凡て甲寅とする如くに作つたものならば、發生の徳を具ふる甲が十千の始めである如く、同様に發生の徳を具ふる寅が十二支の起首に數へられなければならぬ筈であらうが、古往今來十二支は常に子を以て始まつて居るのは何故であらうか。若し又何等か寅より子に溯る理由ありとすれば、同様に十千の方も甲

の代りに癸若くは壬より數へ始めたものがあつても然るべきのに、少しも其形跡はない。

一體子と寅との關係は甚だ興味ある問題である。これは漢代以後の五行説に基いた附會説によりて輕々しく片附け去るべきものではない。必ずや春秋乃至戰國時代に行はれたる三正論の真相を明かにして後に始めて解き得べき問題で、しかもこの方面の研究によりて、五行説の起原と三正論との因縁を追跡し得べきものであると思ふ。

以上四ヶ條の理由によりて飯島氏の説を駁したのであるが、要するに、顓頊曆の制定と干支の起原とは關係がない。又其當時は五行説もまだ成立の初期であつたので、歲月日時に徹底的に甲寅を揃へたものでもないと思ふ。

#### 追記 (昭和三年五月)

顓頊曆の如何なるものなるかに就ては最近の研究によりて之を明かにし得たので、本論文中改むべき點が少くない。本書採録第八篇「戰國秦漢の曆法」參照。

### 五行説の起原

五行説の起原を論ずるには先づ、

(一)人生に必須なる五つの要素といふ意味にての五行と

(二)天地間一切の現象を説明する根本原理としての五行説とを區別しなければならぬ。(一)の方は早くからあつても(二)の方はそれほど古くはないであらう。なほ(二)五行説の著しき應用の例として、

(イ)干支に應用せる干支五行説

(ロ)帝王の相承に對する五徳終始の説

の起原は特に吟味して見る必要があるであらう。又五行による説明法としては、

(い)五行相勝説——水火金木土

(ろ)五行相生説——木火土金水

(は)五行生數説——水火木金土

の三つがある。

なほ古典の中から五行説の存否を検出せんとするに當りて、特に注意しなければならぬことは、必ずしも五行説に關係なく、

(三)單に五つの品目を列擧したるもの

と見るべきものがあることである。かゝるものを假に擬似五行と稱へよう。多くの場合に、單に擬似五行なるか、又は五行説に基き五行の性質を配當して作りたるものなるか、容易に判斷し難いことが屢ある。又大體よりしていへば、擬似五行の數多く存在して居ることは、即ち多くのものを形の上にて五つの品目に揃へようとして居るので、其時代が五行説の初期時代か、又は先驅時代であると思ふことが出来ると思ふ。

尙書の中から五行説に關係あるものを摘記すれば次の如くである(僞古文尙書を除く)。

(一)甘誓 有扈氏。威侮五行。怠棄三正。

(二)洪範 箕子乃言曰。我聞在昔。鯀陞洪水。洎陳其五行。帝乃震怒。不畀洪範九疇。彝倫攸斁。鯀則殛死。禹乃嗣興。天乃錫禹洪範九疇。彝倫攸叙。初

一曰五行。次二曰敬用五事中略一五行。一曰水。二曰火。三曰木。四曰金。五曰土。水曰潤下。火曰炎上。木曰曲直。金曰從革。土爰稼穡。潤下作醜。炎上作苦。曲直作酸。從革作辛。稼穡作甘。

(3) 阜陶謨 (撫于五辰。庶績其凝)。

(4) 禹貢 四海會同。六府孔修。

(5) 呂刑 五刑。五辭。五罰。五過(五極)。

(6) 舜典 五典。七政。五瑞。五禮。五玉。五器。五刑。五品。五教。五服。

五流。五宅。

(7) 阜陶謨 (五典。五惇。五禮。五服。五章。五刑。五用)。

(8) 益稷 (五采。五邑。五聲。五言。五服。五長)。

(9) 禹貢 五色。

(10) 多方 (五祀)。

以上のものは括弧を附したるものを除く外は、史記に引用せる尙書の文中にも見えて居る。

なほ比較のため尙書以外の古典に就き、五行關係のもの、存否を調べて見れば、

(11) 詩、春秋易經には一つもなし。

(12) 易繫辭上 天數五。地數五。五位相得而各有合。

(13) 論語 五穀。五美。

(14) 孟子 五穀。五霸。五音。五禁。五教。

等である。左傳及び國語に就ては別に掲げる。

(1) 甘誓の文は討伐の詔書の中にあるので、或は其當時の文句が其文字通り若くは言葉通りに傳へられて居るのであらうと思はれて、五行説の古くからある一の證據と見られて居るのであるが、熟思ふにこの説は認めることが出来ない。五行の次の句にある三正といふのは、私の研究によれば、春秋中頃に所謂周正が行はるゝ様になつてから後に始めて起つた考で、春秋中期以前には斷じて有り得ないことである。この事も古來未決の問題ではあるが、私は春秋の曆を研究した結果、殆ど疑もなく斷言し得ると信ずる。従つて三正と並んで掲げられてある五行の方も、尙書編纂當時の考で後から入れたものかも知れぬ。五行説が春秋以前からあるといふ證據には

ならぬ。

三正はこゝでは天地人の正道といふことで暦の三正ではないといふ説もあるが承認し難い。三正と五行とは春秋後期から戦國時代にかけて密接に聯絡して居るものと思はるゝのであるが、その二つが丁度並んで居るので、やはり後の考で入れたものと見なければならぬと思ふ。

(2) 洪範のこの文は史記宋微子世家及び漢書五行志に引用してあり、これによつて五行説は禹から箕子に傳はつたものとなつて居るのであるが、この文に就ても亦甘誓の場合の如く、春秋後期に於ける編纂當時の考が混入して居らぬとも限らない。劉歆は初一日五行より九日嚮用五福威用六極までの六十五字を以て雒書の本文なりとし、一五行一日水より稼穡作甘に至る文字を以て箕子の言として居るが、思ふにこれはなほ一段づゝ新しく下げて、六十五文字を以て箕子の言とし、後の部分、特に水曰潤下より以下は編纂者の考の混入したるものか、若くは更に新らしく戦國時代に五行説が成立して後に、本書を祖述したる人の考が竄入したるものと見るべきものであらうと思ふ。

(3) 阜陶謨に撫于五辰とあるのは實に難問題である。孔傳ではこれを撫順五行之時と解釋して居るがこの解釋は承認し難い。一體辰といふ字には種々の意味があり、其意味の變遷は直に天文学發達の歴史を語るものと見得べき程に重要な文字であるが、五辰が一年の五節を意味するといふことは他に類例がない。これは三辰が日月星を意味するといふ如くに、五つの遊星を知りて後に五星を指して五辰と稱へたものであることは殆ど疑がないことと思ふ。五星を知るに至つたのは後に述ぶる如く、戦國時代の半ば、西紀前三百六七十一年頃と思はるゝので、この五辰の句も亦戦國時代の半ば以後に竄入したものと見なければならぬ。若し又假に孔傳の説に従ふとするも、一年を五行に配當して五節に分つたのは確に戦國時代の半ば以後のことなので、いづれにしても五辰なる文字が孔子時代にあつたと見ることは出来な

い。

史記夏本紀には阜陶謨の殆ど全文を引用して居るにも拘はらず、丁度五辰の前後の十數句が現存尙書と齟齬して居るのは、或は偶然ならざる關係を示して居るのであるまいか。若し先秦時代の尙書には五辰の句がなかつたとすれば問題はない。

(4)禹貢に六府孔修とあるのは、僞古文尙書大禹謨に「政在養民。水火金木土穀惟修」とあり、左傳文公七年に「水火金木土穀。謂之六府」とあるのと相参照すべきものであらう。水火金木土の五つに穀を加へて六府として居るものゝあることを見れば、若し古くから五行といふことがあつたとしても、それは人生に必須なる要素(一)として五行若くは六府と數へ擧げたものに過ぎないので、(二)の意味の五行説は、是等のものを土臺として後に組み立てたものであらうと察せられる。

但し大禹謨及び左傳にある水火金木土の順序は、五行相勝の順序になつて居るので、左傳時代に五行説が成立してより後のものである。

(5)呂刑にあるものは凡て五刑に關聯したもので擬似五行(三)と見てよからうと思ふ。

(6)乃至(10)に掲げたものも大部分は擬似五行と見てよからうと思ふ。多少(二)に關したものがあつても、五行説の極めて初期に關したものに過ぎない。

(12)易繫辭傳に天數五とあるのは、天の五星を知つてからのことであらうと疑はれる。若し然らば左傳製作時代以後のものである。

(13)(14)論語に五穀孟子に五霸とあるのは、いづれも強て五つの數を描へた形跡があるので、五行説初期時代のものであらう。

漢書五行志には其冒頭に、

易曰。天垂象。見吉凶。聖人象之。河出圖。雒出書。聖人則之。劉歆以爲。

慮義氏繼天而王。受河圖。則而畫之。八卦是也。禹治洪水。賜雒書。法而陳

之。洪範是也。

といひ、二と四と八の數を組み合せた八卦を以て河圖に基くものとし、五を土臺とせる五行説を以て雒書に基くものとし、八卦の易と五行説とを相對立せしめて居る。これは明かに斷つてある如く劉歆の考であらうが、思ふに戰國時代の或る時期に、八卦説と五行説とが數字的に相對立して、それ〳〵の方向に發達したものであるといふ事實の一端を傳へて居るものではあるまいか。

單に數の上より云へば、五は五本の指で自然的ではあるが、なほ四方四時六府六藝などありて、必ずしも一切を五にすることが最も適當とは限らない。現に漢初に至りても、賈誼の新書六術篇には、天地六合間の一切を六行にて説明せんとする考が述



べられて居る程であるが、それにも拘はらず五なる数が優勝者となり、五行説が一般普遍的なものとして成立するに至つたのは、戦國時代の半ば頃、天に於て動く星即ち遊星が五つあるといふことを知つてから以後のことであらうと思はれる。阜陶謨に「撫于五辰」とあり、春秋繁露に「天有五行」とあり、史記天官書に「天有五星。地有五行」とあるのは、この五行説の起原を傳へて居るものであらう。

邵康節の皇極經世書に「五星之説。自甘公石公始」とあり、劉向の七録に「甘公楚人。戰國時。作天文星占八卷。又石申魏人。戰國時。作天文八卷」とあるによりて見れば、五星を觀測せる元祖は甘公石申の兩人であらうと思はれる。五星の一なる歳星に關する甘石兩氏の觀測は漢書天文志に載せてあるが、其觀測によりて推算すれば、甘石兩氏の時代は、はゞ西紀前三百六七十一年頃となる。又左傳及國語の中にも歳星による星占の記事は十數ヶ所もあるが、是等は推算して見れば何れも皆西紀前三六五年を中心とし其前後に觀測したるものに基いて作製したものである。是等の星占記事も亦甘公石申兩者孰れかの手になつたものであることは疑ふべくもない。要するに戰國時代の半ば頃西紀前三百六七十一年頃、楚の甘公、魏の石申なる兩人

が始めて五星を觀測し、直ちにこれを應用して五星による星占説を稱道したことは疑ふべからざる事實と思はれる。五星による星占説、即ち五星の説が一轉すれば直ちに五行説であることはいふまでもない。

天文学の歴史から大觀して云へば、觀象授時の大事業は有史以來二三千年間の努力により、西紀前五六世紀頃に至り、十九年七閏の法を發見することによりて漸く卒業するに至つたので、更に一步を進めて、一年の季節以上に、數年若くは十數年に亘りて早水豊凶の變化を知らんと欲し、五星を觀測するに至つたのは、東洋も西洋も殆ど同一轍である。しかも不幸にして五星の運動と早水豊凶とは何等の關係もないので、暗中摸索の結果、西洋方面では占星術(アストロロジ)に走り、支那に於ては五行説を誘導するに至つたものである。

斯様に考へて見れば、五行説が戰國時代に出來たことは少しも不思議ではないが、五行説と曆法との間には、或は更にもう一つの因縁があるので、はなからうかと思はれる。春秋の中頃、文公宣公の時代に、曆法の進歩に伴ひて曆の變更があり、所謂周正を用ふるに至つたので、春秋後期には所謂三正論なるものが盛んに論議されたもの

と思はるゝのであるが、恐らく春秋末期に至りては、三正循環論は更に一步を進め、昔しからあつた(一)の意味の五行を取り込みて、五行終始の説(帝王の相承に關する五徳終始の説ではない)に變じつゝあつたのではあるまいか。斯くして春秋末期に發したる五行説の萌芽が、やがて百餘年の後に甘石兩氏の手によりて、天地一切を説明する五行説として生長するに至つたものであらうと思はれる。

斯の如き見解によれば、五行説の成立と左傳國語の製作とは殆ど同一の時代といふことになるので、我々は先づ左傳國語の中にある五行説を吟味して見なければならぬ。

### 左傳と五行説

左傳及國語の中にて五行説の關係あるものを摘記すれば次の如きものがある。

- (1) 諸所に散在して 五不達。五色。五侯。五聲。五教。五霸。五惡。五美。五牲。五大。五細。五典。五難。五利。五鳩。五雉。五工正。職官五正。等。
- (2) 文公七年 水火金木土穀。謂之六府。

(3) 襄公廿七年 天生五材。民並用之。廢一不可。

(4) 昭公元年 天有六氣。降生五味。發爲五色。徵爲五聲。淫生六疾。六氣曰陰陽風雨晦明也。分爲四時。序爲五節。

(5) 昭公九年 陳水屬也。火水妃也。以五成。

(6) 昭公十一年 且譬之如天其有五材。而將用之。其力盡而敝之。

(7) 昭公十七年 黃帝(雲)。炎帝(火)。共工(水)。大皞(龍)。少皞(鳥)。

(8) 昭公十七年 水火之牡也。其以丙子若壬午作乎。水火所以合也。

(9) 昭公二十年 一氣。二體。三類。四物。五聲。六律。七音。八風。九歌。

(10) 昭公廿五年 則天之明。因地之性。生其六氣。用其五行。氣爲五味。發爲五色。章爲五聲。

(11) 昭公廿九年 故有五行之官。是謂五官。實列受氏姓。封爲上公。祀爲貴神。

社稷五祀。是尊是奉。木正曰句芒。火正曰祝融。金正曰蓐收。水正曰玄冥。

土正曰后土。

(12) 昭公卅一年 庚午之日。日始有譎。火勝金。故弗克。

(13)昭公卅二年 故天有三辰。地有五行。

(14)哀公九年 子水位也。水勝火。

(15)哀公十三年 吳申叔儀乞糧於公孫有山氏 中略對曰梁則無矣。麤則有之。若

登首山以呼。曰庚癸乎則諾。

(16)晉語四 有此其以戊申乎。所以申土也。

(17)鄭語 故先王以土與金木水火。雜以成百物。四支五味六律七體 云々

(18)楚語下 一純二精三牲四時五色六律七事八種九祭十日十二辰 云々

以上を通覽して直ちに氣のつくことは、第一には五行關係の事項が頗る多いことである。第二には其種類が頗る雜駁で、先驅時代の残り物と見るべきものと、將に發展せんとする五行説の原始的のものが雜居して居ることである。斯の如き状態は、丁度五行説成立の初期時代であることに相應して居ると思ふ。前節に掲げたる分類法によりて吟味して見れば、

(一)(2)(3)(6)(17)は人生に必須なるものとして五材若くは五行を擧げて居る。(9)(17)

(18)が數を揃へて居るのと共に、五行先驅時代の名残りであらう。殊に(2)が六府

を擧げて居ることや、(4)(10)が六氣を以て五行に對立せしめて居ることは頗る面白い。

(二)(1)(4)(5)(8)(10)(11)(12)(13)(14)(16)は、多少の程度の差はあるが五行説の存在を示して居る。

(イ)(8)(12)(14)(16)は干支に五行を配當せることを示して居る。丙は火。戊は土。庚は金。壬は水に配當されて居るのは後に至つても同様で問題はないが、十二支の方では、子は水。午は火に配當してあるが、これだけでは、後世に於ける如く、亥子は水、丑は土、寅卯は木、辰は土、巳午は火、未は土、申酉は金、戌は土と配當したものが、又は三つ宛纏めて、亥子丑は水、寅卯辰は木、巳午未は火、申酉戌は金と配當したものが明かでない。私は恐らく後者の方であつたらうと思ふ。

(15)は杜預の註によれば、庚西方主穀、癸北方主水といふので、この部に關係ある様に見えるが、思ふに杜註は當らない。左氏會箋の説の如く、庚癸は最も粗惡なるものといふことで、この部には關係がないであらう。

(ロ)(7)(11)は帝王の相承に關する五德終始説に發展すべき種子である。(7)は帝王

ではあるが五行配當ではなく、(II)は五行配當ではあるが、地上の帝王ではない。五徳終始説はこの二つの考を合せて作られたもので、崔述の考信録にも論じてある如く、相勝による方の説は騶衍に始まり、相生による方の説は劉向劉歆に始まつたことは疑もない様である。但し帝王に應用せざる一般の説明法としての相勝説相生説は次項に述べるが如く左傳に見えて居る。現に(II)は相生説によつて居る。

(5)(2)(5)(8)(12)(14)は相勝説の一端を示して居り、

(ろ)(II)は相生説を示して居る。

なほ(II)及び(17)に見ゆる如く土に特別の位置を與へて居ることは注意すべきことである。

(は)生數説に相當すべきものが見えないことも怪むに足らぬ。思ふに洪範にある水火木金土の順序は、單に要素を數へ擧げたもので、順序には意味がなかつたのであるが、相勝相生説による順序が出来た後に、溯りてこれにも意味を附加せんがために生數説を拵へたものであらう。従つて左傳製作時代には未だ生數説

がなかつたものと見ればよい。

前節以來述べたる所によりて見れば、原始的なる五要素の考に淵源し、三正論に因縁して、春秋末期に萌芽を發したる五行説は、更に戰國時代の半ば頃に於ける五星の智識によりて、大袈裟なる天地一切の原理なる五行説として成立するに至つたものであることは疑もない様に思はるゝが、然しこの五行説が充分に發育し完成するに至つたのは、更に二百年を経て前漢に至つてからであると思ふ。このことは、五行説の重要な應用ともいふべき五徳終始の説が、戰國時代には相勝説であり、前漢末には相生説であることや、干支に對する五行配當即ち干支五行説が戰國より秦漢に至るに従つて次第に變遷するに至つたことによつて察せられる。干支五行説のことは節を改めて後に論じ様と思ふ。

### 干支の起源

干支の起原に就ては五行大義に

支干者。因五行而立之。昔軒轅之時。大撓之所制也。蔡邕月令章句云。大撓

採五行之情。占斗機所建也。始作甲乙。以名日。謂之幹。作子丑。以名月。謂之支。

とあるによつて見れば、黃帝の時に大撓が五行説に基いて干支を作つたといふ説は、少くとも後漢時代からあつたものと見えるが、この説は五行は禹が天から賜はつた籒書に基いたものといふ説と矛盾して居るのは面白い。思ふに五行及び干支に關する是等の説は、漢代に五行説が盛に行はるゝ様になつてから作られた説であらう。深く顧るに足らぬ。

益稷に辛壬癸甲とあるのは、必ずしも禹の時代に十干があつたといふ證據にはならぬかも知れぬが、兎に角可なり古くからあつたといふことを示して居るものであらう。干支の存在をどれ程古くまで追跡し得るか、殷及ひ夏の帝王の名の研究などが最もよき材料を提供するであらうが、殷虚から發掘された獸骨文字中には、干支が多數に存在して居ることによりて察するに、十干十二支共に殷代か又は殷代を去ること餘り遠からざる以前に創製されたものであらうと思はれる。

干支の名稱に就ては、左傳昭公五年に「日之數十」昭公七年に「天有十日」とあり、國語楚

語、周禮、淮南子、漢書律歷志には十日十二辰とあるので、古く戰國時代若くは其以前には十日十二辰と稱へて居つたものと見える。やがて史記律書には十母十二子とあり、淮南子には「數從甲子始。子母相求」とあり、降て白虎通には「甲乙者幹也。子丑者枝也」とあり、論衡には「甲乙有支干」とあり、前に引用せる月令章句には「幹支とあることによりて見れば、五行説の發達の影響を受けて、前漢時代には十母十二子と稱ふるに至り、更に後漢時代に母子が一轉して幹枝若くは干支となるに至つたものである。

斯の如き名稱の變遷から見ても、又月令章句に「作甲乙以名日。作子丑以名月」と傳へて居ることから見ても、干支本來の目的は、十干は一句の日を紀するため、十二支は一年の月を紀するための符號であつたこと、察せられるのであるが、このことは又直接に十干十二支の文字の研究によりても證明することが出来る。

十干に就ては、これはまだ單に想像に過ぎないが、其創製當時には、日に配當するに常に一句限りにて必ずしも次の句に連續せず、小の月の下旬は壬に終り、翌月の上旬は甲に始まるといふ様に用ひたものではあるまいかとの疑がある。このことは十支の場合に於て、月に配當するには常に一年限りにて閏月の有無に拘はらず年の

始めは子に始まる様に用ひてあることや、又西洋方面にて發達したる週の場合に於て、其原始時代には月を四つに分けて其一部分限りにて用ひた日の命名法が、後に月の朔望に關係なく七日宛にて連續するものになつたのであらうといはれて居ることなどを参照すべきであらうと思ふ。つまり一月を四分して日を紀する流派は七曜の週に發達し、一月を三分して日を紀する流派は十千の旬に發達したと見るべきではなからうかと思ふのであるが、かゝる見解に従へば、十千の符號には一二三の番號などの外に、當時の風俗により旬の始中終に割り當てたる行事(例へば除手足甲、沐浴等の類の如き)に因んだものがあるかも知れないので、今日から其意味を追跡することは頗る困難なことゝ見なければならぬ。始めの四つは般虛文字では十、四、□で或は簡單な順番の符號であらう。

十二支に就ては、一年四季の交替に伴ふ風物の變遷や、年中行事の割り當ての如きは、今日からも幾分は想像することが出来るので、十二支創製當時に於ける符號の意味を追跡することは比較的有望であるといはなければならぬ。節を改めて講究しよう。

## 十 二 支

十二支は般の時代に、一年の月を紀するためにそれ／＼の月に緣故ある物を用ひて符號としたるものであることは、大正二年藝文所載「支那上代の曆法を論ず」といへる論文中に述べたが、多少の増補を加へて其要點を述べることゝする。

十二支の古名が十二辰であることは前に述べたが、一體辰といふ字の本來の意義は、民に時の早晚を知らすために觀測する標準物といふので、時代の變遷と地方の異なることとのために、標準觀測物の異なるに従つて辰にも種々の意味の變遷があり、古くは北斗や參や大火などが皆それ／＼辰であつたが、周初に至り二十八宿を用ふる様になつてからは、日月の交會點即ち一年十二ヶ月の月朔に於ける太陽の位置を辰と稱ふるに至つたものである。従つて十二辰といふ名稱は二十八宿採用以後即ち周初以後でなければならぬことゝ思ふ。それ以前の般時代には何と稱へて居つたかは知るべき材料がないが、恐らく直接に十二月と稱へて居つたものであらう。

十二支の符號の意義を吟味するに當り、先づ第一に明かにしなければならぬこと

は、今日普通に十二支を月に配當するには、仲冬十一月を子、季冬十二月を丑、孟春正月を寅といふ様に當てゝ居るが、これは決して始めからの配當ではなく、斷じて春秋中期以後のことであると思はるゝことである。夏正に比して二ヶ月早き正月を用ふる様になり、三正論の行はるゝ様になつたのは、確に春秋中期以後であることは春秋の曆の研究によりて明かにし得ることである。それより以前の周及び殷は共に大體夏正に近き曆を用ひて居つたことは疑ふべくもないことと思はれる。従つて殷代に月の名のために十二支を作つたとすれば、當然孟春正月が子、仲春二月が丑、季春三月が寅といふ様に配當したものでなければならぬ筈である。漢代の淮南子や史記や、乃至漢書律曆志や説文の説は、凡て皆二ヶ月ちがひのまゝで説明を加へ様として居るので、一見して牽強附會であるのは當然のことである。

般虛文字の十二支と十二ヶ月とを併記すれば次の如くである。

子	孟春正月
丑	仲春二月
寅	季春三月
卯	
辰	
巳	
午	
未	
申	
酉	
戌	
亥	

卯	孟夏四月
辰	仲夏五月
巳	季夏六月
午	孟秋七月
未	仲秋八月
申	季秋九月
酉	孟冬十月
戌	仲冬十一月
亥	季冬十二月

是等の符號の中、辰が第五番目にあるのは、仲夏五月の節を正すための目標となつて居た大火(蝸座の一等星)は般の時代を通じて季節を正すための最も主なる觀測物即ち辰とされて居つたので、遂に辰の名を獨占するに至り、辰といへば大火即ち五月の星を指す様になつて居つたためである。

戌は般虛文字では斧鉞の形である。これは仲冬十一月の目標なる參(オリオン)の

附近の星象が斧鉞の形に見ゆるので、參の象形文字戌を以て十一月の記號としたものである。參のことを一名參伐とも稱へて居るが、伐も戌も共に鉞の象形文字である。

酉が酒甕の形であることは疑もない。たゞ説文には「八月黍成。可爲酎酒」として八月に當てゝ居るが、これは七月流火の詩に「十月穫稻。爲此春酒。以介眉壽」又「十月滌場。朋酒斯饗。曰殺羔羊」とあるによりて、十月新酒を酌むの月とするのが至當であらう。

未は説文には六月枝葉の繁茂せる形として居るが、これは説文に「禾嘉穀也。二月始生。八月而孰」とあるにより、八月禾の生長せる節に當つべきであらう。

卯は疑もなく四で、殊更に普通の四と異なりたる形を與へたものであらう。

殷虚文字時代に第六番にありし符號が、後に第一番に移りて子となつたことは頗る注意すべき面白き事實である。第一番の始めの符號は孟春正月郊祀に用ふる祭器の象形ではなからうか。第六番の後の符號は現今の巳になつたものであるが、これは疑もなく蛇の形で、季夏六月蛇の跳梁する節を示したものであらう。第六番よ

り第一番に轉じたる符號は、其移轉の場所と符號の形より察するに、或は北斗の象形符號ではあるまいかと思はれる。夏小正に「正月初昏斗柄縣在下」又「六月初昏斗柄正在上」とあり、北斗は六月の目標でもあり又正月の目標でもある。符號の形は、全く好適ではないが、北斗の象形と見られないこともない。

以上述べた所を綜合して見れば十二支の中、子卯辰巳未酉戌の七つに就ては、それぞれ季節に因める符號として説明することが出来たのである。三千餘年前の古代の人が如何なる考によりて符號を作つたかを推察しようとするので、十二の凡てを明かにし得るといふことは始めから期し難いことである。十二の中七つまでをも説明し得たとすれば充分の成功といはなければならぬ。例へば今日に傳つて居る西洋の月の名に就て見ても、其中には數字があり、神の名があり、帝王の名があり、種々の來歴のものを含んで居る。我が十二支に就ても、或は制定以前の有名なる帝王に王亥なる人があり、王亥と季冬十二月とは何等か密接の關係が聯想されて居つたので、十二月を亥の月と命名したといふ様なことがないとも限らない。季節に關する自然現象以外の理由に基くものは、今日より追跡することが頗る困難で、なほ後來



の研究に俟つの外はない。

一年十二月を紀するために作られた十二支が、やがて十干と組合ふて六十干支となり、日を紀するために用ひらるゝ様になつたことは、早く既に殷虚文字に見えて居る。思ふに干支制定後間もなく始まつたのであらう。

十二支を地上の方位に配當するに至つたのは、子の月に斗柄の指す方位を子、丑の月に斗柄の指す方位を丑と稱ふるに至つたもので、いづれ周代に至つてからではあるが、何の時代であるかはなほ研究を要することである。普通に斗柄が子の方位を指す月なるが故に建子月としたといふて居るのは、この事實を逆に見て居るものである。十二支を天の方位に配當するに至つたのは春秋以後であらう。或は地の方位、天の方位共に春秋中頃以後に配當されたものかも知れぬ。

十二支を一晝夜の時刻に配當したのは前に述べた如く、前漢時代に始まつたものであらう。

### 五行と四時

五行説を以て天地一切の根本原理とするためには、あらゆる事物を五行の性質によりて五つの品目に分つことが必要となつて來たのであらうが、中には四方八方四時十二月といふ様に自然的の分ち方が五の數に一致せざるものがある。四方はこれに中央を加へて五とし、始めから特殊の地位にあつた土をこれに配當することゝして解決し、八方は始めは八卦の方に任せてあつたが、後にこれに中央を加へて九宮として五行と八卦との聯絡として發達せしむるに至つたのであるが、四時及び十二月に五行を配當するに就ては一方ならず困難を覺えたものらしく、今日では、春夏秋冬の四季の終りから十八日宛を取りて土に配當し、残りを木火金水に配當して、木火土金水各七十二日宛として居るが、斯の如きは漸く前漢末に至て定まつたもので、當初は配當法に就て頗る迷惑した痕跡が残つて居る。十干十二支に就ては、十干の方は問題がないが、十二支の方は直接十二月と關係して居るので、同様に困難を感じたもので、五行と四時の配當が定まるまでは、干支五行説は完成しなかつたものである。五行を一年に配當せんとする最初の試みに於ては、春夏秋冬の四時と無關係に、斷乎として一年を五等分して五行を配當したものである。このことは、左傳昭公元年

に「分爲四時。序爲五節」とあることによりても察することが出来るが、更にこれを明記した次の如き文献が残つて居る。

(1) 管子五行篇 日至。睹甲子。木行御中略七十二日而畢。睹丙子。火行御中略七十二日而畢。睹戊子。土行御中略七十二日而畢。睹庚子。金行御中略七十二日而畢。睹壬子。水行御中略七十二日而畢。

(2) 淮南子天文訓 壬午冬至。甲子受制。木用事。火煙青。七十二日。丙子受制。火用事。火煙赤。七十二日。戊子受制。土用事。火煙黃。七十二日。庚子受制。金用事。火煙白。七十二日。壬子受制。水用事。火煙黑。七十二日而歲終。

(3) 春秋繁露治水五行篇 日冬至。七十二日木用事。其氣燥濁而清。七十二日火用事。其氣慘陽而赤。七十二日土用事。其氣溫濁而黃。七十二日金用事。其氣慘淡而白。七十二日水用事。其氣清寒而黑。

冬至から冬至までの一年を七十二日宛に五等分して木火土金水に配當して居る。冬至から始めて七十二日を木として居るので、其中には立春以前で冬に屬すべきも

の四十五日を含んで居るのは面白い。後世の五行説とは到底一致し難いのであるが、五行説の初期戦國時代の半ば頃の考とすれば不都合はない。孔子の春秋には冬至月からの三ヶ月を明かに春といふて居らるゝ程なので、所謂周正時代の考が残つて居るものと見ればよい。管子の編纂年代は不明であり、淮南子や春秋繁露は漢初のものであるが、私は冬至を始めにせること、五節等分との二つを以て、五行配當の原始的のものとし、戦國時代半ば頃の五行説を傳へて居るものと見たいと思ふ。管子のこの部分を呂氏春秋などよりも古き傳統のものとも見てもよからうといふ考は、同じ所に聯係して載せてある神人の配當が、蚩尤を天に、大常を地に、奢龍を東に、祝融を南に、大封を西に、后土を北に配當して居り、後世の五方配當とは著しく趣を異にして居ることをも傍證とすべきであらう。

右の如き配當法を假に第一種と稱へる。

戦國時代の半ば以後に二ヶ月程引戻して夏正を用ふるに至つたので、それに適應するために、立春から立春までを春(木)、夏(火)、季夏(土)、秋(金)、冬(水)の五つに分つ配當法も間もなく案出されたものと見える。五等分したるものを第二種とし、土の領

分を次第に縮小し遂に消滅するまでに至らしめたものを第三種の配當法と稱へる。

(4) 史記天官書(摘要)

歲星。曰東方。木。主春。日甲乙。  
 熒惑。曰南方。火。主夏。日丙丁。  
 填星。曰中央。土。主季夏。日戊己。  
 太白。曰西方。秋。司兵日行及天矢。日庚辛。  
 辰星。曰北方。水。主冬。日壬癸。

太白の部が均齊を破つて居るのは、傳寫の際の轉訛であらう。漢書天文志に引用せる文は他と均齊を保て金、秋となつて居る。五つ並んで均齊に書いてあるので、春夏、季夏、秋、冬は五等分なるべく、第二種の配當と見るべきであらう。

(5) 淮南子時則訓

孟春之月。其位東方。其日甲乙。盛德在木。  
 仲春之月。其位東方。其日甲乙。  
 季春之月。其位東方。其日甲乙。

孟夏之月。其位南方。其日丙丁。盛德在火。

仲夏之月。其位南方。其日丙丁。

季夏之月。其位中央。其日戊己。盛德在土。

孟秋之月。其位西方。其日庚辛。盛德在金。

仲秋之月。其位西方。其日庚辛。

季秋之月。其位西方。其日庚辛。

孟冬之月。其位北方。其日壬癸。盛德在水。

仲冬之月。其位北方。其日壬癸。

季冬之月。其位北方。其日壬癸。

盛徳云々と五行配當の書いてあるのは、木、火、土、金、水各一ヶ月宛であるが、方位及び十干(日)の配當から見れば、木、火、金、水に三ヶ月宛配當したる内、火の分より一ヶ月を割て土に與へたもので、土は明かに寄食の地位にある。

(6) 呂氏春秋及び禮記月令には殆ど(5)と同様でなほ五帝、五神等をも配當したものがあつたが、季夏之月には仲夏之月と同様のものを配當したる後、其末項に附加

して(即ち季夏と孟秋との間に)次の一條がある。  
中央土。其日戊巳。其帝黄帝。其神后土。

(7) 淮南子天文訓(摘要)

東方木也。執規而治春。其神爲歲星。其日甲乙。  
南方火也。執衡而治夏。其神爲熒惑。其日丙丁。  
中央土也。執繩而制四方。其神爲鎮星。其日戊巳。  
西方金也。執矩而治秋。其神爲太白。其日庚辛。  
北方水也。執權而治冬。其神爲辰星。其日壬癸。

この二つでは四時十二月に對する土の領分は全く消滅して居る。なほこのことを明言して居るのは

(8) 春秋繁露五行對篇

水爲冬。金爲秋。土爲季夏。火爲夏。木爲春。中略土者

火之子也。五行莫貴於土。土之於四時。無所命者。不與火分功名。で、土は火の子なりといふのは季夏の名を與へたことで、四時に於て命する所なし、火と功名を分たすといふのは、五行の中の最貴と祭り上げて、實際には配當の領分を消

滅せしめたことを説明して居るのである。

第一種又は第二種の配當の如く、一年を五等分して四時を無視することも、又第三種の配當の如く土の領分を縮小若くは消滅せしむることも、何れも不都合と思はれたので、更に案出されたる第四種の配當法に於ては、春夏秋冬の各の終りの月から十八日宛を取りこれに土を配當することゝして居る。この配當法では四時を保存すると同時に五行の配當も各均等に七十二日宛とすることになり、比較的穩當と思はるゝので、其後引續き現に今日まで行はれて居る。

(9) 淮南子天文訓 甲乙寅卯木也。丙丁巳午火也。戊巳四季土也。庚辛申酉金也。壬癸亥子水也。

(10) 漢書律歷志 中央者。陰陽之内。四方之中。中略於時爲四季。土。推五行。其四行各七十三日。中略中央各十八日。

(11) 白虎通五行篇 木旺所以七十二日何。土王四季各十八日。合九十日。爲一時王。土所以王四季何。木非土不生。火非土不榮。金非土不成。水非土不高。土扶微助衰。歷成其道。故五行更王。亦賴土也。

淮南子(9)に四季とあるのは辰未戌丑を指して居るので、是等に相當する四ヶ月が土に配當されて居つたか、又は四ヶ月から十八日宛取つたものか、明瞭でない。思ふにこれは第四種配當の原始的の形を示して居るので、季春、季夏季、秋季、冬季の四ヶ月に土を配當して居るのかも知れない。

淮南子は雜駁なる知識の府であるか、現に此場合にも、第一、第三、第四の三種の配當法を載せて居るのは面白い。古き言傳へと新らしき提案とを同時に採録したもので、第四種の配當法は大體淮南子時代に提案され前漢末頃に定まつたものと見るべきであらう。

四時に對する五行配當が決定したので、従つて十二支に對する配當も定まり、寅卯を木、巳午を火、申酉を金、亥子を水、辰未戌丑を土に配當して居る。これは前記淮南子(9)の外に論衡物勢篇にも見えて居る。

十二支に對するこの五行配當は今日まで用ひられて居るが、まだ調和せざる缺點が二ヶ條ほど残つて居る。第一には、四時の方では四季から十八日宛を土にしたのであるが、十二支の方では一つの十分の六宛を土にするといふことは出來ず、辰未戌

丑の四つ全部を土としたので、十二支の中、木火金水は二つ宛、土は四つといふ不均等なる配當となり、四時の配當とは一致しない。第二には、十二支を方位に配當するに當り、土に當れる辰未戌丑の四つは、十干の戊巳の如くに、中央を占めて然るべく思はるゝにも拘はらず、周邊に出で、十二支は均等に十二方位に配當されて居る。四方及び四時に對する五行配當の場合に高唱された「中央は土」といふ主張は全く無視されて居る。これは十二支を方位に割り當てることは五行説成立以前に出來て居つたことのための不調和である。漢書翼奉傳に載せてある初元二年(西紀前四七年)の封事の中に、辰未を上方に、戌丑を下方に配して居るのは、この不調和に對する窮策が考へられて居つたことを示すものであらう。

一體地上に於ける方位に十二支を配當したのは前節に述べた如く、斗建の考に基いて春秋半ば頃に始まつたものかと思はるゝのであるが、十二方位の明かに見えて居るのは

(12) 淮南子天文訓 子午卯酉爲二繩。丑寅辰巳未申戌亥爲四鉤

とあるのが最も古いかと思はれる。この十二方位と八方八風の考とを如何にすべ

きかに就て多少の混雜を感じたことは史記律書に見えて居るが、これは八と十二との公倍数なる二十四を用ふることによりて容易に解決することが出来るので、淮南子天文訓には、十二支に、戊巳を除きたる甲乙丙丁庚辛壬癸と、報德(東北)、常羊(東南)、背陽(西南)、眺通(西北)の四維とを加へて二十四とし、正北から子、癸、丑、報德、寅、甲、卯、乙、辰、常羊、巳、丙、午、丁といふ順に均等に二十四方位に配したものが見えて居る。これは二十四山と稱へて後世の方術家にも用ひられて居る。

### 干支五行説

十干及び十二支に對する五行配當が定まつた後に、なほ一つの重要な問題がある。それは十干と十二支とを組合はせたる六十干支に如何なる意味を附するか、五行を配當するとすれば如何に配當するかといふことである。

始めは左傳國語(8)(12)に見ゆる如く、干と支との各の意味を考へて判斷を加へたものであらうが、斯の如きは餘りに煩はしいので、何等かの標準によりて、六十干支を分類し、出來得べくんば五行に配當するの必要を感じたもので、淮南子天文訓に見ゆ

る八合の説や、史記龜策傳に見ゆる孤虛法の如きは、これに應じて試みられたる二三の例と見るべきであらう。

(1) 淮南子天文訓 子生母曰義。母生子曰保。子母相得曰專。母勝子曰制。子勝母曰困。

とあるのは、干と支との關係によりて、六十干支を五つの種類に分つので、都合はよいが、直ちにこれを五行に配當することは困難を覺えたものであらう。

漢魏叢書に採録してある京房易傳の註には、支の方の五行のみに着目して六十干支の五行配當を定めたものが載せてある。この書の傳來には、どれ程の信用を置くべきかを知らないが、漢書翼奉傳に「奉對曰。師法用辰不用日」とあるのと一致して居るので、前漢の後半、京房翼奉の時代には、斯の如き配當法が行はれて居つたものと見える。洪範皇極内篇の五行干支圖では、干の方のみによつて六十干支の五行を定めて居るが、斯の如き配當法が漢代にあつたか否かは判らない。

以上述ぶる如き配當法は凡て不満足なので、最後に納音法なるものが案出され、一定の方式によりて、六十干支を五行に大別し、更に甲子、乙丑は海中金、丙寅、丁卯は爐中

火といふ如く三十種に細別することが、今日まで用ひられて居る。形容詞を附したる三十種別の方は後世に附加したものであらうが、五行に分つ納音法は五行大義に見えて居り、管輅の言や、樂緯を引用して居る。思ふに後漢末の頃に出来上つたものであらう。納音といふ名の示す如くに律呂の理に基いたものだといふて居るが、或は京房の六十律に假托し八卦の考を加へて作製したものかも知れぬ。

十干十二支及び六十干支に對する五行配當が定まれば、歲月日時及び方位の凡てに對して五行が配當さるゝので、干支五行説はやがて天地間の根本原理となり、其當否は兎に角、古今東西を通じて一切の現象を盡く五行消長の理によりて説明し得べき筈で、將來を豫言する如きは極めて容易にして自然的事といはなければならぬ。五行讖緯の學が前漢末に起り、後漢を風靡したのは、この干支五行説の發達に伴ふて居るものである。

### 要旨概括

上來の研究によりて到達したる結論の主要なるものを摘記すれば次の如くであ

- (一) 干支は顛項曆制定の際に五行説に基いて作られたものであるといふ飯島氏の説は認め難い。干支の制定と顛項曆との間には必然的の關係はない。
- (二) 五行説は戰國時代の半ば頃に得たる五星の知識によりて成立したるものであるが、其萌芽は古くからの五要素の考に基き、三正循環論に由來して、既に春秋末期に發して居ると思はれる。
- (三) 尙書甘誓の五行三正の句は春秋末期以後、阜陶謨の五辰の句は戰國半ば以後の考に基いたものである。洪範の水曰潤下云々の文も恐らくは戰國半ば以後のものであらう。
- (四) 左傳の中には、五行相勝説、五行相生説、五德終始説、干支五行説が、何れも原始的の形で含まれて居る。
- (五) 十干は日を紀するため、十二支は月を紀するために、殷代に創製されたものである。
- (六) 干支五行説は前漢から後漢に跨りて次第に完成したものである。

昭和三年八月廿五日印刷  
昭和三年九月一日發行

正價金五圓

禁  
不  
許  
漢  
製

著  
者

新  
城  
新  
藏

發  
行  
者

八  
坂  
淺  
次  
郎

印  
刷  
所

弘  
文  
堂  
印  
刷  
部

發  
行  
所  
發  
賣  
元

京都市丸太町寺町東  
區大宮二〇〇九番地  
弘文堂  
京都市丸太町寺町東  
區大宮二〇〇九番地  
弘文堂  
京都市丸太町寺町東  
區大宮二〇〇九番地  
弘文堂

弘  
文  
堂  
書  
房  
弘  
文  
堂  
東  
京  
店



2622

新城新藏著	東洋天文学史	研究	五〇〇
内藤湖南著	幾小錄	四二七	三六〇
同	著	日本文化史研究	三〇七
内藤博士	支那學論叢	八四五	二七〇
還曆祝賀	支那學論叢	八四五	二七〇
狩野教授	支那學論叢	八四五	二七〇
還曆記念	支那文學研究	六五〇	四五〇
鈴木虎雄著	支那文學研究	六五〇	四五〇
同	著	白樂天詩解	二八〇
同	著	支那詩論史	二八〇
狩野直喜著	支那學文叢	三五〇	二七〇
本田成之著	支那經學史論	三〇〇	二七〇
矢野仁一著	現代支那研究	三〇〇	二七〇
同	著	近代支那論	三〇〇
同	著	近代蒙古史研究	四二七
同	著	近代支那史	四二七
久保天隨譯	琵琶行の戯曲	一〇〇	二七〇
松本三郎著	佛典批評論	三五〇	二七〇
同	著	佛教史の研究	三二〇
青木正見著	支那文藝論叢	四〇〇	二七〇
桑原隲藏著	東洋史說苑	三八〇	二七〇
武内義雄著	老子原始	三〇〇	二七〇
藤代素人著	鷲筆餘滴	一五〇	二七〇
狩野直喜著	兩漢學術攷	一五〇	二七〇
内藤湖南著	支那上古史	一五〇	二七〇
矢野仁一著	近世支那外交史	一五〇	二七〇
羽田亨著	西域史	一五〇	二七〇
小島祐馬著	古代社會思想	一五〇	二七〇
湯淺廉孫著	訓話學史	一五〇	二七〇
青木正見著	支那文藝思想史	一五〇	二七〇
喜一郎著	支那金石學史	一五〇	二七〇
内藤湖南著	支那史學史	一五〇	二七〇
鈴木虎雄著	支那文學史	一五〇	二七〇
武内義雄著	先秦儒學史	一五〇	二七〇
内藤博士	續支那學論叢	一五〇	二七〇
還曆祝賀			

近刊

終

